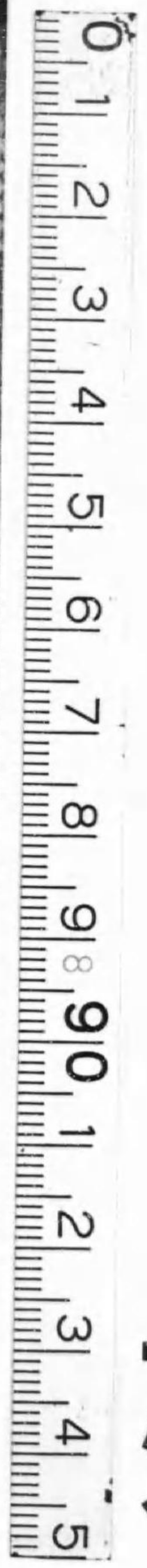


街地建築物の法解

新編警察部保安編纂

348

195



始



特218
873

新潟縣警察部保安課編纂

市街地建築物法の解説



本稿は昭和六、七兩年の市街地建築物法關係命令改正を機會に縣下關係方面に講習會の開催を企て其の講義要綱として執筆したものに過ぎぬ。事務繁忙の餘暇を割いて書き上げた本稿は説明の盡くせぬ所もあらう推敲の足らぬ所もあらうけれど之は實地講習の際補足することゝして御諒赦を乞ふ。

筆 者 識

第七節	建築物敷地ノ二ツ以上ノ地域ニ跨ル場合	二四
第三章	建築線	二五
第一節	建築線ノ意義	二五
第二節	道路及建築物ノ敷地	二七
第三節	建築線ノ種類	二八
第四節	建築線ト前面突出關係	三二
第四章	構造設備	三四
第一節	規則適用ノ範圍	三四
第二節	出入口及窓	三五
第三節	屋上被覆	三六
第四節	防火地區	三八
第五章	準用及適用除外建築物	三九
第一節	準用建築物	三九

第二節	適用除外建築物	四〇
第六章	強制及訴願訴訟	四二
第一節	強制	四二
第二節	訴願訴訟	四五
第七章	手續及取締	四六
第一節	手續	四六
第二節	取締ノ意義	五六
第三節	臨檢	五七
第四節	許可、認可及届出ノ失効	五九
第八章	施行令、施行規則改正要旨	六一
結語		七〇
附錄		七三

凡 例

本稿に於て法と稱するは市街地建築物法、施行令と稱するは市街地建築物法施行令、施行規則と稱するは市街地建築物法施行規則、施行細則と稱するは市街地建築物法施行細則を謂ふ。

第一章 總 說

第一節 市街地建築物法の目的及構成

市街地建築物法は都市の合理的發達と都市生活の安易快適とを保障することを目的として居る。

本法は大正八年四月四日法律第三七號を以て發布され其の内容は建築物の用途地域制、建築線、防火地區美觀地區の指定、補償、罰則等の規定を眼目とし本法の外に本法を補足し其の實施に付て遺憾無きを期するため關係命令として勅令、内務省令、府縣令が制定發布せられて居る。

勅令は市街地建築物法施行令であつて大正九年九月二十九日勅令第四三八號を以て發布され地域により制限すべき建築物の指定、高さ空地の制限、準用建築物、適用除外の建築物、補償審査會等に關する規定を設け又内務省令は市街地建築物法施行規則であつて大正九年十一月九日内務省令第三九號を以て發布され用語例を始め建築物の突

出部、構造設備、防火地區、美觀地區、工事執行に付て詳細規定したものである。

府縣令は以上の法律勅令及省令が地方長官に委任したる事項並其の實施に關し必要な手續に付て規定を設けたものであつて本縣に於ては大正十五年九月二十五日縣令第八九號を以て發布された市街地建築物法施行細則が即ち之である。

市街地建築物法令は大正九年十二月一日より實施せられたが其後關係命令は屢々改正せられ特に昭和六年十二月二十六日施行令同七年一月十二日施行規則が相當廣範圍に涉つて改正せられ之に従つて縣令たる施行細則にも改正を行ひ昭和七年十二月二十七日より縣令第八三號を以て改正の施行細則は施行せられて居る。

以上は市街地建築物法令構成の大様であるが私權に大なる制限を加ふる本法令の實施に付ては中央大都市と地方的中小都市と一律に其の適用を強ひることは必ずしも適當ならざることを考慮し六大都市以外の都市に對しては内務大臣の指定に依つて所謂緩和規定を適用することになつて居る。本縣に於て適用を受くる所のものも尤より所謂緩和規定に外ならない。

第二節 市街地建築物法と他の法令との關係

市街地建築物法令の内容は住宅又は商店の如く普通の建築物のみで無く用途の如何に拘らず有ゆる建築物を取締るのであるから他の色々の法令とも關係を有するのである其の主なるものは都市計画法、民法、道路法、下水道法、河川法、工場法、廣告物取締法、興行場、浴場、宿屋等に關する各種警察取締規則等である。

本法が市街地建築物に就て他の法令に對し根本法的關係に在りや或は對立的關係に在りやは議論の存する所であらうが少くとも本法と前掲する如き他の法令とは各々全く別個の法益を目的とするものであり相干犯するを得ざるは勿論本法の規定に於て合法的に建築したる事は必ずしも他の法令に對する合法性を生ぜしむるものでは無い。認可許可其他諸手續等に於ても特別の規定の無い限り喩へ重複の煩ありとするも各々に就て洩無く履行せられなければならぬ。

第三節 市街地建築物法施行區域及適用範圍

本法施行の區域は勅令を以て指定せられる。(法第二十三條第一項)先づ大正九年十一月始めて東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋の六大都市を指定して本法並施行令施行規則の規定の全部が適用されることになつた。

本縣に於ては新潟長岡の兩市が本法の施行都市である。其の實施期は大正十五年六月であつて勅令第一五四號を以て札幌外四十市町と共に本法施行區域に指定せられたのであるが尤より所謂緩和規定の適用を受くるものであつて即ち地域制、建築線、建築物の突出部、構造設備の中屋上被覆及工事執行其他若干の手續的規定の範圍に於てのみ其の適用を受くるのである。(令第三十一條規則第四百九條ノ二)本法の適用されるのは市のみに限ると謂ふ譯ではない。「特別ノ必要アル場合ニ於テハ」市以外のものに對しても勅令を以て適用の區域として指定し得る。(法第二十三條第二項大正九年勅令第五百四十號)茲に「特別ノ必要アル場合」とは或は都市計劃實施の目的から市街地の隣接町村への膨脹を豫想し當該町村へ適用するとか或は小都市であつても大火災の後將來の保安維持を目的とし道路網計劃を樹て又は區劃整理を實施する等の場合

は屢に々本法の適用を見るのである。左のものは凡て震火災後勅令を以て本法の適用を受くる區域となつたものである。參考迄に掲げて置こう。

茨城縣、土浦町。宮城縣、氣仙沼町。岐阜縣、船津町ノ一部(大字船淺、朝浦、本町)
静岡縣、伊東町。静岡縣、三島町(大湯川以本ヲ除ク)。神奈川縣、鎌倉町。神奈川縣
逗子町。神奈川縣、茅ヶ崎町ノ一部。神奈川縣、花澤町。香川縣、坂出町。徳島縣、
小松島町ノ一部。静岡縣、大宮町。秋田縣、能代港町。福岡縣、後藤寺町。大字奈良
福岡縣、伊田町大字伊田。長崎縣、小濱町ノ一部。

第二章 用途地域制

第一節 用途地域制の意義

用途地域制とは都市を數種の地域に區劃し建築物の用途に依り其の地域に存在し得べきものを限定し地域毎に夫々建築上の規律を設け以て都市の合理的發達を促し都市生活の安易快適を期せんとする制度である。

本法に認むる所の地域の種類は住居地域、商業地域、工業地域の三種（法第一條）の外に未指定地域を擧げることが出来る。而して本法のみの適用區域に在りては之等の地域は内務大臣に於て指定し決定されることとなつてゐるが都市計画法の適用を受くる區域に本法の地域を設定するには手續は若干加重せられて居る。即ち都市計画法適用區域内に於ては地域の決定は内務大臣のみを以ては許されない。先づ都市計画法委員會の意見を諮した後内務大臣に於て決定し尙内閣の認可を要するのである。（都計第二條第十條第一項）本縣新潟市、長岡市等の地域制は後者に屬するものである。其の具体的個所は卷末新潟市、長岡市都市計画法に表示して置いた。尙本縣の都市計画法委員會は新潟都市計画法地方委員會であつて市長、市會議員、縣會議員、縣廳高等官、其他學識經驗ある者等を以て組織せられて居る。（都市計画法委員會官制第三條第八條第二項）此の特別機關が慎重調査研究の上内務大臣の諮問に答申し叙上の手續を経て決定した地域制は最も合理的にして眞に市民の福利に合致するものと認めなければならぬ。

第二節 住 居 地 域

住居地域指定の目的は一に住居の安寧を保障せんとするにあり、建築物に對し各種地域中最も嚴重な制限が附せられなければならない。

先づ法第二條は「建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ建築スルコトヲ得ス」と其の大綱を定め而して現實に建築を禁止さるべき建築物の種類は令第一條を援用すれば左の通りである。

一、常時使用スル原動機馬力數ノ合計三ヲ超過スル工場

二、左ニ掲グル事業ヲ營ム工場

(イ)玩具用普通火工品ノ製造

(ロ)「アセチレンガス」ヲ用フル金屬ノ工作(單ニ修繕スルモノヲ除ク)

(ハ)「ドライクリーニング」(單ニ拂拭スルモノヲ除ク)又ハ「ドライダイニング」

(ニ)「セルロイド」ノ加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工

(ホ)塗料ノ吹付

(ヘ)亞硫酸「ガス」ヲ用フル物品ノ漂白

(ト)骨炭其ノ他動物質炭ノ製造

(チ)羽又毛ノ洗滌、染色又ハ漂白

(リ)襪褌、屑綿、屑紙、屑糸、屑毛ノ類ノ消毒、選別、洗滌又ハ漂白

(ヌ)製綿、古綿ノ再製、起毛、反毛又ハ「フェルト」ノ製造ニシテ原動機ヲ用フル

モノ

(ル)骨、角、牙、蹄、貝殻ノ挽割若ハ乾燥研磨又ハ金屬ノ乾燥研磨ニシテ原動機ヲ用フルモノ

(ヲ)鑛物、岩石、土砂、硫黃、金屬、硝子、煉瓦、陶磁器、骨又ハ貝殻ノ粉碎ニシテ原動機ヲ用フルモノ

(ワ)墨、懷爐灰又ハ煉炭ノ製造

(カ)煉瓦、土器類、陶磁器、人造砥石又ハ坩堝ノ製造

(ヨ)硝子ノ製造又ハ砂吹

(タ)動力槌ヲ用フル鍛冶

三、室面積ノ合計五十平方メートルヲ超過スル自動車ノ車庫

四、劇場、活動寫眞館、演藝場又ハ觀物場

五、待合又ハ貸座敷

六、倉庫業ヲ營ム倉庫

七、火葬場又ハ産穢物處理場

八、屠場又ハ死畜處理場

九、塵芥又ハ汚物ノ處理場

十、前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞アリト認め命令ヲ以テ指定スルモノ

第十號の建築物に就いては本縣に於ては縣令たる細則第八條を以て指定し其の種類は左の通りである。

工場ニシテ左ニ掲クル事業ヲ營ムモノ又ハ作業ヲ爲スモノ

(一) 木材ノ挽割若ハ鉋削、鑪ノ目立等ニシテ常時使用スル原動機馬力數ノ合計一ヲ超過スル工場

(二) 製繩、製筵ニシテ原動機ヲ使用スル工場

以上は住宅地域に於て排斥さるべき建築物を掲げたのであるが尙當該官廳に於て「住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上己ムヲ得スト認ムルモノ」は其の建築を充許する例外的規定(令第一條但書細則第八條但書)を設けて居る。之は法規の實際運用上其の圓滑を期する趣旨に外ならぬ。扱て如何なる場合住居の安寧を害する虞なしと認め得るか又如何なる場合公益上止むを得ずと認めるかの認定標準であるが之は全く官廳の自由裁量に委してあるので例へば原動機馬力數三を超過して居ても除害設備が完全であつて住家等に何等音響媒煙其の他の悪影響を與へぬものとか或は淨水場變電所の如き市民のため必要止むを得ざるものとかは此の例外的場合に相當するものではあるまいか。併し乍ら例外規定適用に就いては個々の具体的場合に當つて有ゆ

る事情を綜合裁量し最も嚴正公平なる認定に依るべきは當然である。

第三節 商業地域

商業地域指定の目的は商取引の敏活と利便とを保障せんとするにあり建築物に對する制限は住居地域より若干緩和されて居る。

先づ法第三條は「建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス」と其の大綱を示し而して現實に建築を禁止さるべき建築物の種類は令第二條を援用すれば左の通りである。

一、常時使用スル原動機馬力數ノ合計十五ヲ超過スル工場、但シ日刊新聞印刷所ヲ除ク

二、前條第二號ニ該當スルモノ

三、前條第七號乃至第九號ニ該當スルモノ

四、前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ

以テ指定スルモノ

第四號の建築物に就いては本縣に於いては縣令たる細則第九條を以て指定し「製繩、製筵ニシテ動力槌ヲ用フルモノ又ハ常時使用スル原動機馬力數ノ合計五ヲ超過スル工場」が即ち之である。

以上は商業地域に於て排斥さるべき建築物を掲げたのであるが右の中最も目立つのは日刊新聞印刷所に就て例外の認められたることであつて原動機馬力數に制限無く商業地域内に建築することが出来る。蓋し日刊新聞は社會生活上重要なものであり特に商業の利便上欲くべからざるものであると謂ふのが其の理由である。尙當該官廳に於て「商業ノ利便ヲ害スル虞ナシト認メ又ハ公益上己ムヲ得スト認ムルモノ」は其建築を允許する例外的規定(令第二條但書細則第九條但書)を設けてあるが其の趣意は住居地域に於て述べたと全く同じい。

第四節 工業地域

工業地域指定の目的は工業生産能率の増大と工場より生ずる害惡の影響を住家や商店に及ぼさない様にすることゝに存するが建築物に對する制限は最も輕いのであつて大体如何なる建築物も建築を許され得る地域と理解しても宜しい。茲に注意すべきは工業地域の用途制限は他の地域のそれと全く反對の仕方をして居ることである。即ち他の地域では其の地域内に建築することを得ない建築物を定めて居るに反し工業地域ではこの地域内でなければ建築することを得ない建築物を定めて居るのである。法第四條第一項の「工場倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス」とあること即ち之である。法第二條法第三條及法第四條第一項を通讀して見ると要するに大体如何なる種類の建築物も工業地域内には入り得るが工場倉庫等は原則として他の地域の障害にならぬものに限つてそれ等の地域に入り得るとするものであつて工業地域は地域の制限は輕いやうであるが工場倉庫等自体に對しては一種嚴重なる障害除却の制限を附したものと謂ふことが窺はれる。同條第二項には工業地域内

に非ざれば建築することを許されない建築物にして尙著しく衛生上有害又は保安上危険の虞ある用途に供するものに付ては同地域内に於て其の建築物に付て特別地區を指定することを得ることを示して居るが本縣に於ては未だ其の指定を見ない。

次に現實に工業地域内でないれば建築することの出来ない建築物の種類は令第三條を援用すれば左の通りである。

一、常時使用スル原動機馬力數ノ合計五十ヲ超過スル工場 但シ日刊新聞印刷所ヲ除ク

二、左ニ掲クル事業ヲ營ム工場

(イ) 銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造

(ロ) 鹽素酸鹽類過鹽素酸鹽類硝酸鹽類黃磷赤磷硫化磷金屬「カリウム」金屬「ナトリウム」
「マグネシウム」過酸化水素水、過酸化「カリ」過酸化「ソーダ」過酸化「バリウム」
二硫化炭素「メタノール」
「アルコール」
「エーテル」
「アセトン」
「醋酸」
「エステル」類
「ニトロセルロース」
「ベンゾール」
「トルオール」
「キシロール」
「ピクリン」

酸「ピクリン」酸鹽類「テレピン」油又は石油類ノ製造

(ハ) 磷寸ノ製造

(ニ) 「セルロイド」ノ製造

(ホ) 「ニトロセルロース」製品ノ製造

(ヘ) 「ビスコース」製品ノ製造

(ト) 合成染料若ハ其ノ中間物、顔料、塗料(漆ヲ除ク)印刷用「インキ」又ハ繪具ノ製造

(チ) 溶劑ヲ用フル「ゴム」製品又ハ芳香油ノ製造

(リ) 乾燥油又ハ溶劑ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

(ヌ) 溶劑ヲ用フル塗料ノ加熱乾燥又ハ焼付

(ル) 石炭「ガス」類又は「コークス」ノ製造

(ヲ) 壓縮「ガス」又ハ液体「ガス」ノ製造

(ワ) 鹽素、「ブロム」、「ヨード」、硫黃、鹽化硫黃、弗化水素、酸鹽酸、硝酸、硫酸、磷酸

- 苛性「カリ」、苛性「ソーダ」、「アンモニア」水、炭酸「カリ」、洗濯「ソーダ」、「ソーダ」灰、晒粉、次硝酸蒼鉛、亞硫酸鹽類、「チオ」硫酸鹽類、砒素化合物、「バリウム」化合物、鉛化合物、銅化合物、水銀化合物、「シアン」化合物、「クロロホルム」、四鹽化炭素、「ホルマリン」、「ズルホナル」、「グリセリン」、「イヒチオールスルホン」酸、「アンモン」醋酸、石炭酸、安息香酸、「タンニン」酸、「アセトアニリド」、「アスピリン」又ハ「グアヤコール」製造
- (カ)蛋白質ノ加水分解ニ依ル製品ノ製造
- (ヨ)油脂ノ採取又ハ加熱加工
- (タ)石鹼「フアクチス」又ハ「ベークライト」ノ製造
- (レ)肥料ノ製造
- (ソ)製紙
- (ツ)製革、製膠又ハ毛皮若ハ骨ノ精製
- (ネ)「アスファルト」ノ精製

(ナ)「アスファルト」、「コールタール」、木「タール」、石油蒸溜産物又ハ其ノ残渣ヲ原料トスル製造

(ラ)「セメント」石膏、消石灰、生石灰又ハ「カーバイド」ノ製造

(ム)金屬ノ熔融又ハ精煉

(ウ)電氣用「カーボン」ノ製造

(キ)金屬厚板又ハ形鋼ノ工作ニシテ鋸打又ハ填隙作業ヲ伴フモノ

(ノ)鐵釘類又ハ鋼球ノ製造

(オ)伸線伸管又ハ「ロール」ヲ用フル金屬ノ壓延

三、前號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル事業ヲ營ム工場

四、第二號イ、ロ、ハ、ニ、及ヒ、ヲノ物品、可燃性「ガス」又ハ「カーバイド」ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

五、前號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞アリト認め

メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

第三號の建築物に就いては本縣は其の指定を行つて居ない。従つて第三號に關する限り何等の制限をも受けない譯である。

以上は工業地域でなければ建築することを得ない建築物を掲げたものであるが尙當該官廳に於て「衛生上有害ノ若ハ保安上危険ノ虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上己ムヲ得スト認ムルモノ」は必ずしも法第四條の原則を通さず即ち他の地域内にも建築し得る如く例外的規定(令第三條但書)を設けてある。其の趣意は住居地域又は商業地域の場合同様と理解して宜しい。

第五節 未指定地域

本法の施行區域内で住居、商業又は工業の何れの地域にも指定されない部分がある。未指定地域即ち之である。

未指定地域存在の理由は前述三地域の何れとも豫想し能はず將來の發達の結果に待つ

こと又各地域の一種緩衝地帯として所謂輕工業地域たらしめたきこと等に存する。

扱て未指定地域に付ては直接の法令の規定は無い。従つて地域に依る用途制限の規定も無い。併し叙上各地域の制限規定の間接の效果として地域に依る制限が生ずることとなるのである。即ち其の用途制限は住居又は商業地域内に建築することを得ない建築物を此の地域内に建築することを得るも他面工業地域に非ざれば建築することを得ないものは建築することが出来ないと言ふことになる。例へば使用原動機の馬力數十五を超へ五十以下のものは此の地域に入る。謂はば商業地域と工業地の中間であり即ち輕工業地域と稱せられる所以であらう。

第六節 建築物の用途變更並に地域の指定と既存建築物との關係

法第二條乃至第五條の用途地域に關する規定は大体家屋の新築せられる場合を豫想したものであるが既存建築物に就ても其の制限の行はれる場合が存する。即ち「新ニ用途ヲ定メ又ハ用途ヲ變更スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ新ニ建築スルモノト看

做」(法第六條)されて取締を受けるのである。

例へば従來住居の用に供して居た建築物を興行の用に供し又は常時十五馬力以下の原動機を使用してゐた工場を常時二十馬力の原動機を使用する工場にしやうとする場合には新に興行場又は常時二十馬力の工場を建築するものと看做されて前者は住居地域内に後者は住居地域と商業地域内に於ては許されないこととなる。然し乍ら地域指定前から既に存在してゐた建築物に就て前條の様な結果を生じた場合には若干事情を異にすることを認めなければならぬ。例へば地域指定の無かつた時から前例の興行場又は常時二十馬力を使用する工場があつたとする。突然新に之等建築物の存在する個所が住居地域又は商業地域に指定された。この時之等の建築物を直ちに撤去すべしとするは、如何にも不穩當の措置ではあるまいか。令第一條乃至第三條は夫々制限された建築物は「之ヲ建築スルコトヲ得ス」と云ふ体裁で規定してあるのであるから、新に建築されなければ其儘存続せしめることは支障無い譯である。従つて直ちに撤去を命ぜられることは無く前叙の不穩當も生じないことになる。所で建築物の存続は出来る

が建築は出来ないことの結果は如何。令第一條乃至第三條等に建築とは新築、増築、改築、再築等建築物の創設的な行爲凡てを指すのであり又用途變更も建築と看做される(法第六條)のであるから在來存在した建築物に就て令第一條乃至第三條に所謂「建築スルコトヲ得ス」とは新築、増築、改築、再築、用途變更等一切許されないこととなる。之では事業擴張のための増築、破損、腐朽による改築、焼失のための再築或は他の業務へ變更等の自由は一切認めらるべくもない。成る程凡そ地域を指定して地域制度指定の目的を貫徹するには唯將來の建築を制限するのみでなく從來より存在して居る要制限建築物に迄及ぼすことが理想的には相違あるまい。然し乍ら此の理想を貫くことは我國の實情特に地方中小都市の現状に於ては時期尙早としなければならぬ。此の事情の下に經過的規定として右述ぶるが如き建築行爲に適當な條件を附し且つ一定の年期を限つて容認することゝなつた。之即ち令第三條の二の規定であつて左に同條を其の儘示すことに依つて其の理解を求め度い。結局急速に地域制限の目的を遂行することを避け相當歳月を経所謂「立腐れ」を待つて其の目的を達しやうとするのが

法の趣意とする所であらう。

令第三條ノ二、前三條ノ規定又ハ市街地建築物法第四條第二項ノ規定ニ依リ現在地ニ建築スルコトヲ得サル種類ニ屬スル建築物ハ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル日ヨリ十年間ヲ限り行政官廳ノ許可ヲ受ケ左記各號ニ規定スル制限内ニ於テ増築、改築、再築 又ハ用途ノ變更ヲ爲スコトヲ妨ケス。

一、現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ敷地及ヒ之ト一團ヲ成ス土地ヲ超エテ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ヲ爲サ、ルコト。

二、建築物ノ増築、改築再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スヘキ建築面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ建築面積ノ二分ノ一ヲ超過セサルコト。

三、建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スヘキ床面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ床面積ヲ超過セサルコト。

四、工場ノ常時使用スル原動機馬力數ヲ増加スル場合ニ於テ増加スヘキ馬力數ハ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際常時使用スル馬力合計數ヲ超過セサルコト但シ行政官廳土地ノ狀況事業ノ種類作業方法又ハ建築物ノ構造設備ニ依リ特ニ支障ナシト認ムルモノハ此ノ限りニ在ラス。

五、前號ニ掲クルモノヲ除クノ外用途ノ變更ニ付テハ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ用途ニ類似スル用途又ハ設備ヲ變更セス若ハ之ニ些少ノ變更ヲ加フルニ依リ營ムコトヲ得ル用途ニ限ルコト。

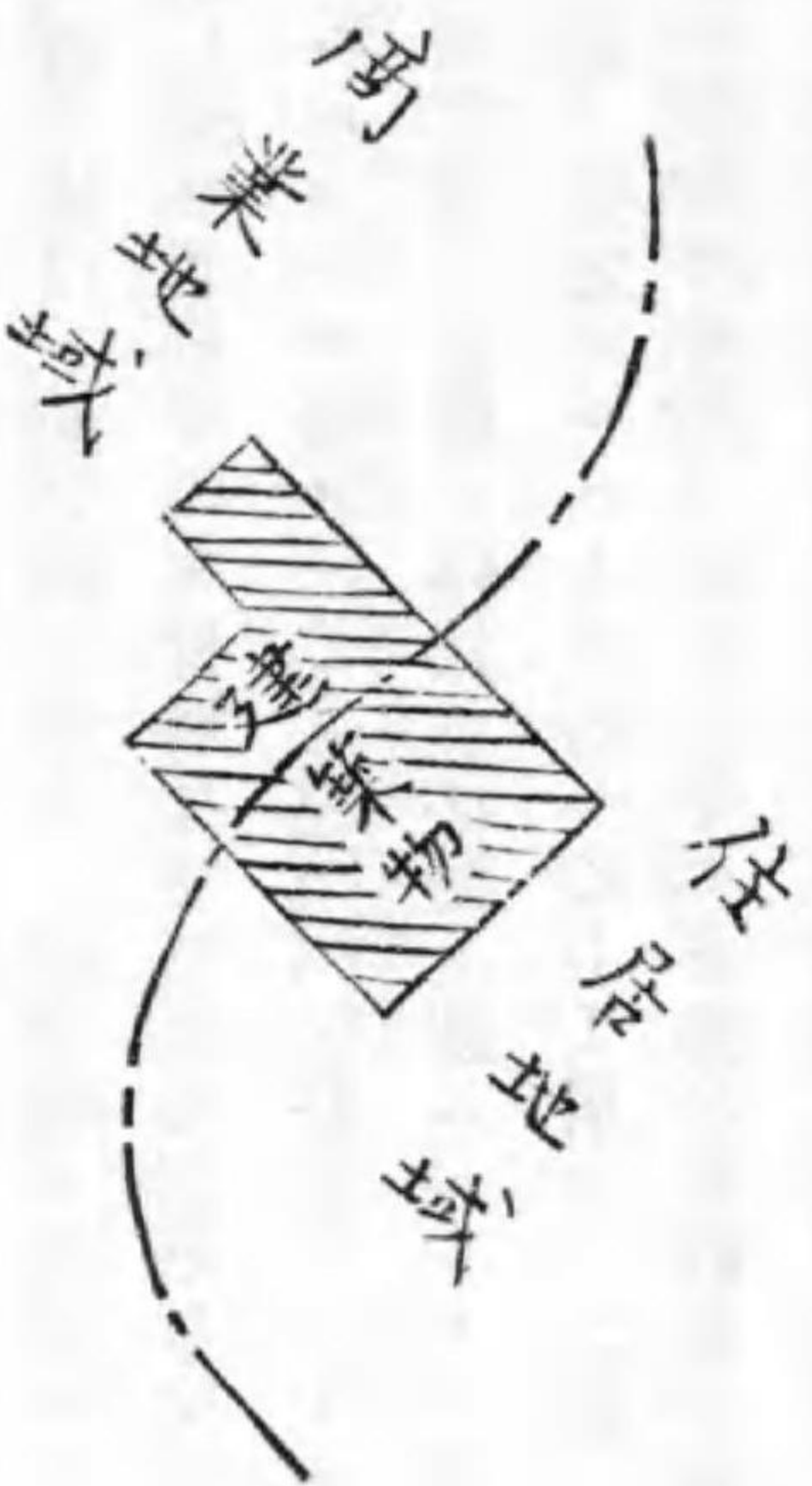
第二十六條ノ規定ニ依リ建築ノ許可ヲ受ケタル建築物ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ト看做ス。

右第二項は「建築工事中ノ建築物又ハ建築工事ニ着手セサルモ設計アル建築物ニシテ建築ノ許可ヲ受ケタルモノ」(令第二十六條法第十八條第一項法第十七條)に就き叙上ノ様な事情の生じたる場合之等の建築物は從來から存在するものではないが一種の既得權を與へて同様の條件を以て取扱はれることを示して居ることを附記して置く。(

建築面積、建築物の敷地の意義に就ては令第十五條第十六條参照)
以上の如く既存建築物は用途地域の制限に背くも其の存続及一定制限下に建築することとは認められるが併し特に害悪を生ずること甚だしいものであれば其の存在を放任して置くべきでない。之に對する行政措置に就いては第六章第一節第四二頁以下を参照せられたい。

第七節 建築物敷地の二つ以上の地域に跨る場合

建築物の敷地が二つ以上の地域に跨る場合は屢々考へ得られやう。地域は其の種類に依つて建築物の制限に寛嚴がある。扱て二つ以上の地域に跨る敷地の建築物は其の如何なる制限を受くるかが問題となる。令第十六條ノ二は此の場合其の制限は「最も嚴ナルモノニ依ル」と原則を定めて居る。例へば住居地域内に禁止されるが商業地域内には許される建築物の敷地が住商兩地域に跨つてゐる場合には最早やこの建築物は建てられない結果となる。(附圖参照)



尤も特別の事由がある場合には行政官廳の許可を受け此の原則の適用から免れ得るのである。(令第十六條ノ二但書)

第三章 建築線

第一節 建築線の意義

建築線の指定は建築物の敷地を適當に配置することを第一の目的とする。此の敷地を適當に配置することによつて建築敷地の區劃は整へられ道路の系統は統一せられるのであつて之によつて或程度の都市計畫さへも實現し得るのである。扱て建築線とは何ぞやと謂へば法第七條の「道路敷地ノ境界線ヲ以テ建築線トス」とせる定義によつて先づ其の概念は理解されやう。尤も之は原則の場合であつて特別の事由あるときは行政官廳は別に建築線を指定することが出来る。此のことに關しては後述に譲ることゝしやう。又法第八條は「建築物ノ敷地ハ建築線ニ接スルコトヲ要ス」とし建築物の敷地にして道路に接せざるものを皆無ならしめんことを又法第九條は「建築物ハ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得ス」とし建築列を整然たらしめんことを期してゐる。又法第十條は「行政官廳ハ市街ノ体裁上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得」として居る。之等のことは以て建築物に對し交通の利便土地の經濟的利用、衛生保安、市街の美觀其他幾多重要な利益を保障せんとするものである。建築物の敷地が建築線に接することを要する原則に對しても例

外の認めらるゝ場合は存するが(法第八條但書)之又後述に譲ることゝしやう。次に建築線に密接なる關係を有する道路又は建築敷地の概念に就いて若干の説明を述べなければならぬ。

第二一節 道路及建築物の敷地

本法關係に於て道路と稱するは他の法令で謂ふ道路とは若干趣を異にし其の公道たるを私道たるを問はず一般公衆の交通の用に供するもので而も幅員九尺以上のものは凡て之を包含するのである。(法第二十六條第一項)又其の現實に存在して居なくとも新設又は變更の計劃ある場合に行政官廳が其の計劃を告示したときは其の計劃道路も之を道路と看做するのである。(法第二十六條第二項令第三十條)尙九尺以下のものは本法に所謂道路ではないが縣令たる細則に於ては左様のものを「通路」なる名稱で取扱つて居ることを附記して置く。

建築物の敷地とは令第十六條に定むる如く「一構ノ建築物ニ屬スル一團ノ土地」の謂

であるが如何なるものを以て一構の建築物と謂ふやに就いては専ら實地に就き建築物の用法を社會通念から解釋し決定するの外あるまい。

第三節 建築線の種類

建築線は之を二つの種類に區別することが出来る。前に述べたる幅員九尺以上の道路敷地の境界線は法律上當然の建築線である。(法第七條及第二十六條)然るに特別の事由ある場合に於ては行政官廳は道路敷地の境界線以外の場所に建築線を指定することを得る。(法第七條但書)前者を法定建築線と謂ふならば後者は之を指定建築線と謂ふことが出来る。

法定建築線に付ては更に又二つの場合を分別し得る。即ち第一は其の幅員九尺以上の道路の現存するとき其の道路敷地の境界線が建築線としての効力を有する場合であり第二は幅員九尺以上の道路の新設又は變更の計劃が行政官廳に依つて告示せられたるときに於て其の計劃道路の境界線が建築線としての効力を生ずる場合(法第二十六條

第二項令第三十條)である。

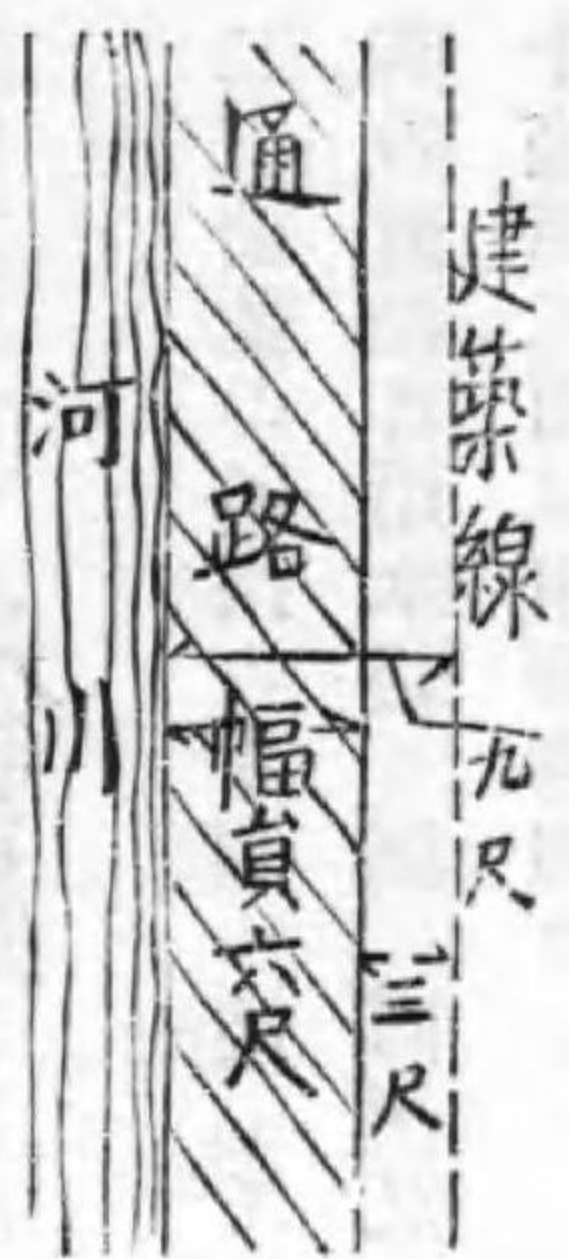
指定建築線は凡そ次の各種の場合に分別し得る。

第一、細則に依り指定せられたる建築線

一、幅員九尺未満の通路にして行政廳の管理に屬するもの又は幅員六尺以上の通路に在りては其の中心線より兩側各四尺五寸の距離に在る線(細則第十條第一項)(附圖參照)



二、前號の通路の片側に接して公有の用水路、堀、河川又は斷崖のある場合に於ては其の道路と用水路、堀、河川又は斷崖との境界線より九尺を後退したる線。(細則第十條第二項)(附圖參照)



例ハ興行場ニ於テハ後退距離 a ノ値

千人以上、五、メートル
五百人以上、三、五メートル
其他、二、メートル

三、左に掲ぐる建築物に付ては前面道路の道路幅の境界線より左の各號に該當する距離を後退したる線(細則第十一條)

一、興行場

(イ) 観客定員千人以上のもの五メートル

(ロ) 観客定員五百人以上のもの三、五メートル

(ハ) 其他のもの二メートル

二、浴場二メートル

三、自動車々庫にして常時五臺以上を格納するもの二メートル

四、集會場公會堂及之に類する建築物に付ては前項(一)の規準に依りたる線。

一及二の場合は將來幅員九尺の地積を生せしめ本法に所謂道路の實現を期し建築物敷地の利用價值を保障せんとする趣旨より指定せられたものである。三及四の場合は多數人の出入する性質を有する建築物の敷地及自動車出入に對し保安上の目的を考慮し指定せるものと理解せられる。

細則に於ける如く一般的規律として指定するもの、外行政官廳たる知事は或は既存道路が屈曲其の他の理由に依り建築線の規準とするに不適當と認めたる場合或は防火其他保安上必要を認めたる場合等に其の都度指定することが出来る法第七條但書は此の事をも含み解釋されなければならぬ。

第二、申請に基き指定せられる建築線

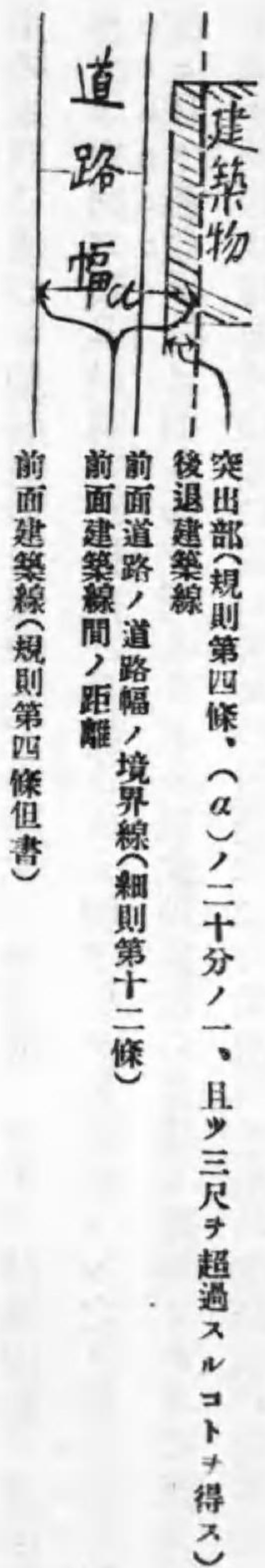
この場合は市民が自らの必要に應じて行政官廳に申請して指定を受くるのであつて、市民自らの必要とは例へば廣濶なる敷地に一條の建築線も無く従つて其の内部の一部の土地は宅地として利用し得ざる場合、或は防火其他保安衛生等の必要より自から建築線の指定を希望する場合等を擧げることが出来る。而して其の申請は一人のみです

るも敷人共同するも何れの方法に依らうとも撰擇は自由である。
建築線の指定は關係者に及ぼす利害の影響は大である。依つて之を關係者に認知せしむるため告示、標示の方法を必要とする。其の詳細は細則第十二條第十三條を参照せられたい。

第四節 建築線と前面突出關係

「建築物ハ建築線ヨリ突出セシムルコト」を得ないのが原則である。(法第九條)然し乍ら「建築線ガ道路幅ノ境界線ヨリ後退シテ指定セラレタトキニハ命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ前面突出部又ハ基礎ハ道路幅ノ境界線ヲ超ヘサル範圍内ニ於テ建築線ヨリ突出セシムルコト」が出来る。(法第九條但書)即ち建築線が道路幅の境界線より後退して指定された場合には建築物の前面突出部又は基礎は道路幅の境界線を超へざる範圍に於て建築線より突出せしめ得るのであるが之を許さるべき建築物及突出の範圍の詳細に就いては命令に委任して居るのであつて其の命令は規則第四條と細則第十一

條とである。本縣に於て要後退建築物は前述の一、興業場、二、浴場、三、自動車々庫四、集會場、公會堂及之に類する建築物であつて(細則十一條)之等の建築物は規則第四條に依つて其前面突出部は左の範圍内に於て建築線より突出せしめることが出来る
一、蛇腹、軒、小塔、出窓、標旗、標燈、招牌其他之に類するものは路面上八尺以上
に在る場合に限り三尺迄
二、出入口の階段、凹庭の手摺地覆、腰石、根石其他之に類するものは一尺迄
右の場合に於ても特に地方長官の許可を受けたる場合の外は前面建築線間の距離の二十分の一を超過するを得ないこと(規則第四條但書)を注意しなければならぬ。
(附圖参照)



以上の説明に依つて細則第十一條の「左ニ掲グル建築物ニ付テハ前面道路ノ道路幅ノ境界ヨリ左ノ各號ニ該當スル距離ヲ後退シタル線ヲ以テ建築線トシ之ヲ規則第四條ノ規定ニ依リ指定ス」と謂ふ少々廻りくどい形式の規定の意味も理解されると思ふ。尙細則第十一條は後退建築線に關し夫々の建築物に付て前面道路の道路幅の境界線よりの距離を定めては居るが四圍の状況に依つては別に知事に於て適當なる距離に建築線を指定し得る裁量の餘地をも残して居る。(細則第十一條但書)之一に法規の運用を實情に適せしめ劃一主義の陥るべき弊を緩和せんとする趣旨にして至極結構と謂はなければならぬ。

第四章 構造設備

第一節 規則適用範圍

所謂緩和規定適用都市に於ては適用さるべき條項は極めて限定せられ特に構造設備に

關する部分にありては施行規則第二十四條及二十七條の二ヶ條に過ぎない(規則第四百四十九條ノ二)尤も所謂緩和規定適用都市にありても地方長官が「特別ノ事由アリト認め内務大臣ノ認可ヲ受ケ」た場合には「建築物ノ種類又ハ地區ヲ指定」して構造設備に關する規定は範圍を擴張して適用されることとなつて居る(規則第四百四十九條ノ二第二項)本縣に於ても新潟、長岡兩市の發達と共に其の程度に従つて規定適用範圍の擴張される時代も來るものと考へられる。然し乍ら現在に於ては以下記する構造設備に關する規定のみが適用されて居るのであるから説明も其の限度に止めて置く。

第二節 出入口及窓

出入口や窓の扉は路面上三メートル以下のものは凡て開閉する際に於ても建築線より突出しないやうな構造にしなければならぬ。(規則第二十四條)本條もやはり交通又は保安上の目的より建築線の効力をして嚴ならしめたものと解される。尤も地方長官が道路敷地の境界線より建築線を後退して指定して居る場合に於ては規則第四條第二號

の例に依つて建築線より突出せしめることが出来る。即ち當該建築線より一尺だけは開閉の際の最大限度許されるのである。(規則第二十四條第四條)後退建築線の場合は相當に前面に餘裕を生ずるのであるから此の程度の突出は當然許されて然るべきであらう。此の場合にも第四條但書の制限事項は當然守らなければならぬ。

第三節 屋 上 被 覆

建築物の屋根は耐火構造若は不燃材料を以て覆葺することを要する。(規則第二十七條第一項)このことは都市防火の上から贅言を要せぬことであらう。

本縣には本法令實施前既に明治四十一年四月二日縣令第十一號の屋上制限規則に依り新潟市、長岡市、高田市、新發田町、三條町、柏崎町、直江津町、新津町では地域を限つて(明治四十五年五月二十三日縣告示第二二七號)屋上は瓦其の他の耐火質材料を以て修葺しなければならぬこととなつて居た。市街地建築物法令施行の結果は新潟、

長岡兩市に於ては市の全地域に亘つて此の屋上制限は適用されるのである。

耐火構造とは左の如きものを謂ふ。(規則第一條第十四號)

イ、鐵筋「コンクリート」造

ロ、鐵骨を有する鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又は石造

ハ、煉瓦造又は石造

ニ、鐵骨を有し「メタルラスコンクリート」網入硝子の類を以て覆葺する屋根にして

地方長官の承認せるもの

右の内鐵筋又は鐵骨構造を以て耐火上最とする。煉瓦造石造は大正十二年關東大震火災の經驗に徴して必ずしも理想的なものとはされぬが規則では一應認められて居る。

更に「メタルラスコンクリート」網入硝子の類を以て覆葺する屋根は鐵骨を有すること及地方長官の承認を得ることを條件として耐火構造として認められて居る。

次に不燃材料とは左の如きものを謂ふ。(規則第一條第十號)

煉瓦、石、人造石、「コンクリート」石綿磐、瓦、金屬、陶磁器、硝子、「モルタル」

漆喰等

右の内覆葺「にモルタル」漆喰等を用ひる場合には地方長官の許可を要する。(規則第二十七條第一項但書)「モルタル」漆喰等は其の厚さ如何によつては又材料の如何に依つては必ずしも不燃性ならざるものがあるので許可事項とせられたのである。我國都市では不燃材料の覆葺としては瓦葺屋根が最も多く普及して居るが規則第二十七條第二項は覆葺方法として引掛棧瓦を用ゆること又は瓦を野地に緊結することを要求して居る。此の方法は構造上洵に然るべきことであるが建築經費の點からして地方都市に迄之を強制するは相當無理の生せんことを慮り所謂緩和規定に於ては本條第二項は除外され新潟、長岡兩市等の如き必ずしも此の條件に依らざるも差支無いのである。(規則第四百十九條の二)

第四節 防火地區

防火地區存在の理由は都市の防火を目的とすることに存するは敢て説明する迄もない

而して本地區は火災豫防上必要と認むるとき内務大臣に依つて指定せられ(法第十三條)其の地區内の建築物は防火設備又は防火構造等に就いて特別の制限を受けることとなるのであるが其の詳細は規則第一百八條乃至第三百三十五條ノ二に規定せられてある。防火地區に關する諸規定は市街地建築物法令の所謂緩和規定中より除外されたものでは無いが本縣に於ては未だ地區の指定無く従つて規定の適用も無いのであるから詳細の説明は省略して置く。

第五章 準用及適用除外建築物

第一節 準用建築物

市街地建築物法令は其の施行になつた後に建築せられるもののみ適用されるのが原則であるが法第二十四條に依れば「勅令ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物建築工事ニ着手セサルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物」にも「本法ハ準用」し得るのである。勅令は令第二十五條及第二十六條の二ヶ條であるが之等の建築物には

令第二十五條に依り法第十八條が準用され「法適用區域ノ設定若ハ變更、地域若ハ地區ノ指定若ハ變更等」の場合既存建築物としての取扱を受け又令第二十六條に依り此の場合の建築許可の條件が法第十八條第一項及第十七條を引用して示されてゐる。尙之が詳細に就いては第六章第一節第三頁以下の説明を参照せられたい。此の外令第二十六條の二に依つて建築物の敷地を造成する爲にする擁壁に對し法第九條第三條第十五條乃至第二十二條及第二十五條の規定を準用することとなつて居ることを附記して置く

第二節 適用除外建築物

凡そ本法施行都市の區域内に建築せらるゝ建築物は何れも本法の適用を受けなければならぬのであるが特別の用途を有する建築物に就いては左の通り本法の全部又は一部の適用を除外される。

- 一、法全部の適用を除外される建築物(令第二十七條)
- 國寶保存法及史蹟名勝天然記念物保存法の適用を受くるもの

二、「行政官廳支障ナシト認ムル場合」建築線の制限を除外される建築物(令第二十八條)

イ、鳥居、形像、記念門、記念塔ノ類

ロ、交通信號塔、公共便所ノ類

ハ、陸橋ノ類

ニ、地下停車場ノ類

ホ、高架工作物内ニ設クル倉庫、店舗ノ類

三、建築線の制限の内法第九條の規定ヲ除外されるもの(令第二十八條ノ二)

「地階ヲ有スル建築物ノ地盤面下ニ在ル部分」並「擁壁ノ地盤面下ニアル部分」

四、「行政官廳支障ナシト認ムル場合」法第二條乃至第六條第九條及第十一條の規定を除外される建築物(令第二十九條)

博覽會建築物、觀覽場、飾門、飾塗、足代、棧橋、其ノ他ノ假設建築物

五、都市計劃路線其ノ他行政官廳に於て「其ノ計劃ヲ告示シタル」道路等の如く現存せず單に計劃のみ存する道路敷地内(法第二十六條第二項令第三十條)に於ては「行

政官廳支障無シト認ムル場合」は法第八條第九條及第十一條の規定あるにも拘らず「存続期限ヲ附シ假設建築物ノ許可」をすることが出来る。(令第二十九條の二)

第六章 強制及救済

第一節 強制

第二章乃至第五章に於て市街地建築物法令の所謂緩和規定の實質的部分の解釋を終つた。各條は適用都市建築物に對し一定の取締と統制とを行ひ以て都市の合理的發達と都市生活の安易快的とを保障することを目的として居る。而も此の目的に違反する建築物の現出することは豫想し得る。否相當多くの違反建築物が或は故意に或は法の不知に依つて現出することが豫想され得るのである。豫想され得る場合を法は大体次の二つの場合に分つて夫々必要な行政措置を命じ得ることを規定して居る。

第一、一般の場合(法第十七條)

行政官廳は凡そ如何なる建築物に對しても本法適用區域内に存在する限り若し其れが

一、「保安上危険」と認められ二、「衛生上有害」と認められ又ハ三、「本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築」せられたものである場合には之が「除却、改築、修繕、使用、禁止、使用停止、其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スル」ことが出来るのである。

第二、特種の場合(法第十八條)

こゝに特種の場合とは「本法適用區域ノ設定若ハ變更地域若ハ地區ノ指定若ハ變更、其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物カ其ノ後新ニ建築セラレタリトセハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スヘキモノナルトキ」を謂ふのであるがこの場合にも第一の場合と同様行政官廳は其の建築物の除却、改築、修繕等の措置を命ずる事が出来るのである。又このことは「建築工事中ノ建築物ハ建築工事ニ着手セサルモ設計アル建築物」(令第二十六條)にも及ぶのであるが之等の措置を命ずるに當つては必ず「相當ノ期間ヲ指定」(第十八條第一項)しなければならず而も其の「建築物所在地ノ公共團體ヲシテ損失ヲ補償」せしめることになつて居る(法第十八條第二項)ことは第一の場合と大に異なる所である。既存建築物に對する法の態度に就ては既に第二章第

六節第十九頁に述べたる通り私権の侵害を最少限度に止め最も穩當なる方途に出でんとし法第十八條に於て一層之を徹底せしめて居ることが窺はれる。極めて結構なことではあるが第一の場合と比較して若干釣衡を失するやうな感じがしないでも無い。尙損失補償の詳細に就いては令第十七條乃至第二十四條をも必ず参照せられたい。謂ふ迄も無く保安上危険又は衛生上有害の事實は行政官廳の自由なる認定に依るのであり又措置を命ずることも其の任意である。されば實際に當つては行政官廳は有ゆる事情を綜合して最も妥當適切なる措置に出でなければならぬ事は謂ふ迄も無いことである。措置すべき命令を實行しないときには行政執行法に依つて實行せられることになる。この場合には叙上第二、の様な相當期間の指定損失補償等の事は全く無いのである。次に本法令の遵守を確保する爲に罰則が存在して居る。罰則の適用を受くる者は建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又は建築物の所有者若は占有者である。之等の者が「本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ」には「二千圓以下ノ罰金又ハ科料」に處せられる。建築主、建築工事請負人等は其の

代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者が其の營業に關して違反を行つたときには自己の指揮に出でないからとの抗辯を以て處罰を免るゝことは出来ない。(法第二十條第二項)即ちこの場合は其の營業に關する限り全く自己の責任と同一に見做されるのである。罰則を未成年者又は禁治産者にも適用しなければならぬ場合も存するであらう。其の場合には法定代理人に之を適用することになる。(法第二十條第一項)尙法人の場合に就いては明治三十三年法律第五十二號を準用し處罰すべき場合の被告人は法人の代表者とされる。(法第二十條第三項)

第二節 訴 願 訴 訟

市街地建築物法令は所謂緩和規定の場合であつても尙相當嚴重に出來て居て本法令に根據して行つた行政官廳の處分に對して處分を受けた者に於て或は之に不服のあるもの或は處分を違法と思ふ場合の生することがあらう。之等の場合には救済の方法が無くてはならぬ譯である。法第二十一條及第二十二條は其の救済規定を定めて居る。第

二十一條に依れば本法又は本法に基いて發する命令即勅令省令府縣令等の規定を根據として行つた行政官廳の處分に不服ある場合は訴願をなすことが出来る。訴願の方法は訴願法に依らねばならぬ。第二十二條は本法又は本法に基きて發する命令に規定した事項に就いて行政官廳の爲したる違法處分に因り權利を毀損せられたりとする者は行政裁判所に出訴することが出来る。行政訴訟の方法は行政裁判法に依らねばならぬ尙本法に依り行政訴訟の許されてある場合には内務大臣に訴願することは出来ない。(法第二十一條第二項)ことになつて居る。

第七章 手續及取締

第一節 手續

本章に於ては本節及次節に於て手續及取締に關し若干の解析を試やう。

手續に就ては規則第四百十三條及第四百四十四條の地方長官の認可、又地方長官に對す

る届出及第二章乃至第六章の中の特別の認可又は許可を受くる場合のことに就いて述べることとする。本法令に於ては屢々認可又は許可なる法語が用ひられて居る。行政法上嚴格解釋よりすれば尤より兩者は其の性質を異にするのであるが本法令に於ては必しも嚴格なる區別を以て使用されて居ないことを斷つて置く。

第一、建築線指定申請(法第七條但書細則第十五條)

建築線の指定を受けやうとする者は左の事項を具し圖面を添附したる申請書(様式第一號)を知事に提出しなければならぬ。

- 一、申請者ノ氏名住所及職業
- 二、申請ノ理由
- 三、關係土地ノ位置及地番
- 四、關係土地所有者及使用權者並關係建築所有權者ノ氏名及住所
- 五、指定ヲ受ケムトスル建築線ノ長及建築線間ノ距離
- 六、指定ヲ受ケムトスル建築線ノ位置ヲ標示スヘキ方法

添附圖面の要記載事項に就いては細則第十六條を参照せられたい。既に指定されてある建築線を變更又は廢止しやうとする時にも新規申請の場合に準じて手續を履行しなければならぬ。

第二、建築認可申請(規則第四百十三條)

規則第四百十三條に依れば左に該當する建築物の新築、増築、改築又は移轉をしようとする場合には地方長官の認可を要する。

- 一、市街地建築物法第十四條ノ建築物
- 二、防火地區及美觀地區内ノ建築物
- 三、鐵筋「コンクリート」造、鐵骨造、鐵造、石造、煉瓦造、木骨造其ノ他木造ニ非ル建築物
- 四、階數三以上ノ建築物
- 五、前各號ニ掲ルモノ、外地方長官ノ指定スル建築物

右各號の建築物は何れも或は規模大なること或は特種の用途に供せらるゝこと或は構

造の特異なること等に依り要認可建築物として取締上慎重を期したのである。右の中一及二は本縣に於ては未だ適用を見ないことを斷つて置く。又同條第二項に於て高さ四メートルを越ゆる擁壁に就ては其の築造に限つて地方長官の認可を要することゝなつてゐる。又第五號に地方長官の指定する建築物は細則第十四條に定むる左の各種の建築物である。

- 一、施行令第一條乃至第三條ニ掲クル建築物(細則第八條第九條參照)
 - 二、學校、病院、集會場、市場
 - 三、罹災地ニシテ當廳ノ指定シタル區域内ノ建築物ニシテ罹災後三ヶ月以内ニ建築スルモノ
 - 四、建築面積六六〇平方メートル以上ノ建築物
 - 五、床面積一、〇〇〇平方メートル以上ノ建築物
- 而して本條に依る認可を受けんとする者は左の事項を具し設計書及圖面を添附したる申請書(様式第二號)正副二通を知事に提出しなければならぬ。(細則第十七條)

- 一、建築主ノ氏名住所及職業
 - 二、建築設計者、建築工事請負人及建築工事管理者及建築工事監督主任者ノ氏名及住所
 - 三、敷地所有者ノ氏名及住所
 - 四、建築物ノ用途
 - 五、敷地ノ地番及地域地區ノ種別
 - 六、敷地ノ坪數
 - 七、建築物構造種別及建築面積（既存建築物アルトキハ其ノ建築面積ト申請ニ係ル建築面積トヲ區別スヘシ）
 - 八、起工期日及竣工期日
- 添附の設計書、圖面の要記載事項に就いては細則第十八條及第十九條を参照せられたい。尙建築物の用途を變更して右の第一號乃至第五號に該當する建築物として使用する場合にも右に準ずる認可の手續を履行しなければならぬ。

第三、建築許可申請

- イ、令第三條ノ二ノ場合
地域に抵觸する既存建築物の増築、改築、再築及用途變更に關しては第二章第六節十九頁以下に説明して置いたが其の許可申請の手續は細則第十七條に依る記述の重複を避くるため前號第七章第一節五〇頁を参照せられたい。
- ロ、法第八條但書ノ場合
建築敷地が原則として建築線に接することを要すること併し特別の事情ある場合には行政官廳の許可を受ければ此の原則に反しても建築し得る（法第八條）ことは既に述べたがこの場合の許可申請は知事宛にするのである。又申請書の書式に就いては別に法定はして居ないが細則第十七條様式第二號に準ずるが便宜であらう。
- ハ、令第二十九條ノ二ノ場合
計劃道路（法第二十六條第二項）の境域内には建築線に關する諸原則に不拘行政官

廳の許可を得れば存続期限を附して建築を認められることも前述したが此の場合の許可申請も亦知事宛にする。而して申請書の書式等に關しては細則第十七條、第十八條、第十九條を参照されたい。

ニ、既ニ認可又ハ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更セントスル場合

前掲第二、規則第四百四十三條の建築認可第三、建築許可の中イ、令第三條の二の許可及ハ、令第二十九條の二の許可を受けたる後工事竣工前細則第十七條中第四號第五號若は第七號の事項を變更し又は設計を變更せんとする場合には事由を具して改めて變更認可許可の手續を履まねばならぬ。(細則第二十條第二項)

書式は新規の認可許可の例に依る。尙工事竣工前(細則第十七條の第一號乃至第三號第六號及第八號の事項)に變更を生じたる場合には五日以内に知事宛に届出するを以て足る。

ホ、規則第二十七條第一項ノ場合

屋上被履の要許可事項に就いては第四章第三節第

頁既述の通りであるが其

の許可申請書には左の事項を具し(細則第二十八條様式第四號)知事宛に提出しなければならぬ。

- 一、建築主ノ氏名、住所及職業
- 二、建築物ノ位置
- 三、建築物ノ種類
- 四、覆葺セムトスル個所及坪數
- 五、覆葺材料ノ種類
- 六、覆葺ノ方法

ヘ、令第二十六條ノ場合

法適用區域の設定若は變更又は地域地區の指定若は變更其の場合に於て工事中の建築物又は工事に着手せざるも設計ある建築物に就いて令第二十六條に依る許可を受けんとする者は其の施行の日より二十日以内に細則第十七條乃至第十九條に準じ許可申請書を知事宛に提出しなければならぬ。

令第二十六條の許可に關する規定は前述のやうな場合に前述のやうな建築物（法第十八條）が其の竣成後別に除却改築等の措置を命ずる必要無し（法第十七條）と行政官廳に於て認められる場合には許可しても宜しいとして官廳側に其の方針を指示して居る趣旨なることを説明の箇所は適當では無いが茲に挿入して置く。

第四、建築届及工程届

イ、規則第四百十三條では特種の建築物の新築、増築、改築移轉に就き地方長官の認可を要求して居るが之以外の建築物の新築に就いては總て地方長官に届出を要するのである。（規則第四百十四條第一號）其の届出手續は前示細則第十七條の例に依る。其の添附圖面は配置圖及各階中面圖のみで宜しい。又届出期限は起工前十日以内である。工事竣工前に届出事項を變更する場合にも同様の手續を要する。（細則第二十二條）尙左の建築物に就いては申請も届出も一切不要とされて居る。（細則第二十三條）之は輕易なる工作物に就て手續の煩錯を省いたものである。

一、工事用ノ物置、現場監督小屋及圍ノ類ニシテ假設的ノモノ

二、罹災地ニ建築スル假設建築物ニシテ罹災後三月以内ニ除却スルモノ

三、飾門ノ類ニシテ假設的ノモノ

ロ、工程届（規則第四百十六條細則第二十四條細則第二十五條）

一、令第三條の二又は令第二十九條の二の許可を受けたる工事が竣工したときには直に知事宛届出しなければならぬ。（細則第二十四條第一項）

二、認可若は許可を受け又は届出をした工事が左の工程に達したときには知事に届出なければならぬ（細則第二十五條）

1、起工シタルトキ

2、鐵骨工事ニシテ鐵骨ノ建方ニ着手シタルトキ

3、鐵筋「コンクリート」工事ニシテ基礎、各階床及屋根ノ配筋ニ着手シタルトキ

4、前各號ノ外特ニ指示シタル工程（細則第二十五條）

届出に關しては別に様式等の規定も無いが認可許可又は届出の年月日及件別番號を記する程度で充分である。

三、令第三條の二及令第二十九條の二の許可を経て竣工した建築物の全部若は一
部を除外したときには配置圖を添へ五日以内に知事に届出なければならぬ。

第五、建築認可証、建築許可証及建築届済証の交附

前示の建築認可、許可又は届出の手續完了したるときは建築主に夫々建築認可証
建築許可証又は建築届済証が交附される。詳細は細則第三十條及第三十一條を參
照せられたい。

第二節 取締の意義

市街地建築物法令は都市の合理的發達と都市生活の安易快適とを保障せんとするもの
である。本法並關係命令は此の目的のために認可許可届出其他の制限を規定して居
る。而も他の法令に比し多分に技術的なること又其の構成の複雑なることは建築主又
は建築施工者をして必しも法令の要求に則せしむるを容易としなす。所詮當該官廳の
適當なる取締の必要が生じて來るのである。本法令に於る取締の法律的性質は尤より

警察取締である。警察取締は人民の自由を制限し若は拘束するを以て本質とする。
此の點に關する限り消極的である。然るに本法令取締の目的は必しもしかく消極的な
ものゝみではない。進んで都市の合理的發展を目標とする。謂はば其の手段に於ては
消極であるが其の目的に於て積極なりと解さるべきであらう。取締と謂へば本法令全
体が即ち取締のために制定せられて居るのである。假に之を本法令に於る形式的意義
の取締と稱するならば本章に於て特に述べんとする臨檢等は形式的意義の取締を實地
に就いて其の効果を得しむるものであつて之を實質的意義の取締と稱し得るであらう
特に臨檢は實地の指導監督であつて取締の實を擧ぐる上に極めて重要なことである
臨檢が徹底すると否とは本法所期の目的實現の成否に影響する所頗る大なるものある
を信せしめられる。叙上の如くなれば取締官廳は最も嚴正公明の態度を持すべく又建
築主又は建築施工者側に於ては本法の目的達成のために之に對して真からの誠意を以
て應ずるだけの理解があつて欲しいと思ふ。

第三節 臨檢

本法令取締の實績を擧ぐるには臨檢を以て最としなければならぬ。先づ規則第四百零八條第一項は「地方長官ハ當該官吏又ハ吏員ヲ派シ建築物及建築工事ヲ臨檢セシムルコトヲ得」として私權の自由の領域に迄立入つて指導監督し得ることを認めて居る。苟も私權の自由の領域に立入るに就いては臨檢者たることの証明あることを要する。同條第二項は臨檢者に臨檢者証票を携帯することを要求して居る。本縣に於る臨檢者証票は細則第三十七條に於て其の様式を定めてある。又規則第四百四十八條細則第三十二條及第三十三條は臨檢取締に便ならしむるため左の事項を命じて居る。

- 一、「當該官吏吏員ノ臨檢ノ場合ニ於テ建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者検査ニ必要ナル準備ヲ命セラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得」ざること。又其「準備ノ費用ハ建築主又ハ建築物所有者ノ負擔」とする事。
- 二、「建築工事中ハ工事場ニ建築許可認可又ハ届出済ノ証印アル副本ヲ備ヘ當該官吏又ハ吏員ノ要求アリタルトキハ之ヲ提示すべし」とこと。又其「工事場ニハ外部賭易キ個所ニ建築許可認可届済ノ年月日番號及建築主又ハ建築工事管理者ノ氏名住所ヲ明

記シタル標札(幅〇、二四米以上長〇、四五米以上)ヲ揭示」すること。

- 三、「行政廳ニ於テ告示シタル計劃道路(法第二十六條第二項)又ハ知事ノ指定シタル建築線(細則第十條)ニ接スル敷地内ニ建築物ヲ建築セントスル者ハ起工ニ當リ標札ノ類ヲ以テ建築線ノ位置ヲ明示」すること。

第四節 許可認可届出の失効

建築物に就て認可又は許可を受け或は届出をなしたる時は夫々認可又は許可或は届出の條件又は内容に従つて相當期間内に起工し竣工せしめなければならぬ。無制限に其の期間を遅延するは取締上支障の生ずる場合尠からざるものがある。依つて細則第三十四條は此の期間を起工に就ては建築認可証、建築許可証又は建築届済証の交付を受けたる日より六ヶ月竣工に就いては認可許可又は届に記載せる竣工期日より一ヶ年を劃し此の期間内に起工せず又は竣工しないときは認可許可届は其の効力を失はしむることとして居る。失効に就いては官廳の指令等特別の意思表示を要件とするもので

はない。期間の経過に依つて當然失効となるのである。尤も右期間内に於て起工又は竣工期日延期の申請をなし官廳に於て事情止むを得ずとして認められた場合には六ヶ月以上及びものもあり得る。(細則第三十四條但書)次に建築の許可、認可又は届を爲したる建築物にして左の各號の一に該當したときは其の許可認可を取消され又は届出の効力を失はしめられることがある。(細則第三十五條)

一、虚偽ノ申請又ハ届出ヲ爲シタルモノナルトキ

二、許可認可又ハ届出ト相違シタル工事ヲ爲シタルトキ

三、建築主三ヶ月以上所在不明トナリタルトキ

一、及二、の場合は取締上當然取消をなし又は失効せしむべきであり三、の場合には最早許可認可届出の効力、存続の必要無きものであり取消し又は失効せしむるものである。之等の場合は第三十四條の場合と異り取消に就いては官廳の特別の取消処分(意思表示)又届出に對しては官廳の取消通知を俟つて始めて失効し之等の事無き迄は依然として効力は存続するのである。

第八章 施行令施行規則改正要旨

第七章迄を以て市街地建築物法令の解説は不充分乍ら終つた積りである。既に第一章に於て述べたる如く施行令及施行規則は制定以來屢々改正せられ特に昭和六年十二月の施行令改正、昭和七年一月の施行規則改正は何れも相當廣範圍に涉り而も改正施行後も日尙淺きを以て本稿の夫々適當箇所にて改正の要旨を附記したくも思つたが困難を避けるため全部之を省略した。又前章迄を理解せられるならば其れで充分なのであるが舊法と現行法との關係を特に知りたいと思はれる人の參考迄に内務省發都第三號昭和七年一月二十日内務大臣官房都市計劃課長より各地方長官宛市街地建築物法施行令等の改正に關する件依命通牒別紙中より本縣に關係ある部分即ち所謂緩和規定に關係する部分のみを摘録掲載して置く。官廳の通牒等を引用したものを以て一章を形成するは少々妥當を缺くかとも思はれるが本稿構成の体裁上便宜一章となしたに過ぎ

ないことを諒とせられたい。尙左記要旨中現行規定なる言葉を用ひてあるが之は尤より今日では舊法となつて居ることを含んで讀んで貰ひたい。

第一、施行令改正要旨

自第一條 至第三條 施行ノ實積ト時代ノ進歩ニ伴ヒ各種地域ノ制限ニ付改正ヲ爲スノ要アルヲ認メタルニ由ルモノニシテ改正ノ要點ハ左ノ通ナリ。

一、現行規定ニ於テハ職工數ニ依リ地域ノ制限アルモ動的ナル要素ヲ用ヒ建築物ノ許否ヲ決定スルコトハ取締上極メテ困難ナル事情アリ即チ職工ナリヤ否ヤ又常時使用スルモノナリヤ否ヤハ認定困難ナルノミナラス平常ノ監査ハ到底之ヲ行ヒ難ク又職工數ノ多キカ故ニ附近地ニ與フヘキ禍害ハ明瞭ナラサルヲ以テ職工數ニ依ル制限ヲ撤廢シタリ

二、現行規定ニ於テハ汽罐ヲ使用スル工場ハ住居地域内ニ建築ヲ禁止シ居レリ汽罐ノ有無ニ依リテ地域ノ制限ヲ律シタルハ元々煤煙ノ禍害ニ對スルモノト認メラル、モ

其ノ種類及規模ハ多種多様ナルヲ以テ單一ナル地域的制限ヲ爲スハ妥當ナラサルモノト思惟セラレ又汽罐ヲ使用スル建築物ハ工場以外ノモノニ甚タ多ク漸増ノ傾向ニアリ從ツテ業務ノ種類ヲ顧ミス總テノ工場ニ付汽罐ノ有無ニ依リテ單純ニ地域ノ制限ヲ設クルハ妥當ナラサルモノト認メ之ヲ撤廢シタリ

三、工場經營ノ合理化其ノ他ノ事情ニ伴ヒ工場ニ於テ使用スル原動機ノ公稱馬力數ハ漸次増加ノ趨勢ニアルヲ以テ多數都市ニ於ケル工場ノ分布状態ヲモ考慮シ現在ノ制限ニ對シ約五割宛緩和シ即チ住居地域ヲ三ニ商業地域ヲ十五ニ工業地域ヲ五十ニ改メタリ

四、各種地域ニ於ケル制限建築物ノ種類ハ現在ニ於テハ勅令ヲ以テ定メアルモノ、外地方長官ニ於テ適宜追加指定シ得ルノ結果各都市ノ間ニ於テ制限ノ内容カ著シク異ナリ不權衡ヲ生スルヲ以テ制限建築物ノ種類ハ成ルヘク勅令ヲ以テ明定スルノ方針ニ改メ行政官廳カ命令ヲ以テ指定スルハ特ニ地方的事由アル場合ニ限ル様改メタリ

五、現行規定ニ於テハ工業地域内ニ非サレハ建築スルコトヲ得サル種類ニ屬スルモノ

、内其ノ必要ナシト認メラル、モノ（水銀ヲ用井ル計器ノ製造等）ハ之カ制限ヲ撤廢シ又實害ノ程度ヲモ充分ニ考慮シ其ノ程度輕キモノハ未指定地内ニ於テモ建築シ得ラル、様改メ以テ未指定地ノ輕工業地域化ヲ圖リタリ

六、現行規定ニ於テハ制限建築物ニ對シテ例外的取扱ヲ爲シ得ルハ工場ノミニ限ラレ然モ工場カ業務ノ種類ニ依リテ指定セラレタルモノニ付テハ公益上ノ事由ニ依リテ其ノ取扱ヲ爲スコトハ認メサル所ナルモ本改正ニ於テハ其ノ範圍ヲ工場以外ノモノニモ之ヲ及ホスト共ニ業務指定ノ工場ニ付テモ公益上ノ事由ニ依リテ例外的取扱ヲ爲シ得ルコト、ナセリ

第三條ノ二 本條中改正ノ主要ナル點及其ノ理由左ノ如シ

一、現行規定ハ「地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現在地ニ存在スル建築物」トアリ「指定又ハ變更ノ日ヨリ十年間」トアルヲ以テ地域ノ指定又ハ變更後建築セラレタル建築物ニシテ法令ノ改正ニ因リ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタルモノハ其ノ恩惠ニ浴セサルコトニナリ權衡ヲ失スルコト、ナルヲ以テ總テ

「現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル日ヨリ十年間」ニ改メタリ

二、現行規定ニ於テハ災害ニ因リテ滅失シタル建築物ニ付テハ之ヲ再築スルノ途ナカリシモ本改正ニ於テハ其ノ復活經營ヲ認ムルコトニ改メタリ

三、第一項第一號ノ制限ハ現在擴張シタル敷地ニ建築スルヲ禁止シアルモ斯クテハ舊來ノ敷地内ニ建築物カ密集シ却テ危險有害ナルヲ以テ舊來ノ敷地ト一團ヲ成ス土地ヲ超井サル範圍内ニ於テハ建築スルモ差支ナキコトニ改メタリ

四、舊來ノ敷地ト一團ヲ成ス土地ニ存在スル建築物ノ用途ヲ變更シテ一構ノ建築物ト爲ス場合ニ於ケル建築面積及床面積ノ增加限度ヲ明定スルコトニ改メタリ

五、現行規定ニ於テハ用途變更ノ標準即チ工場ニ於ケル原動機馬力數ノ變更及各種業態間ノ變更並ニ其ノ他ノ建築物ニ於ケル用途變更ノ限度ノ定メナキヲ以テ之ヲ明定スルコトニ改メタリ

第十五條 本條ニ於テハ先ツ度量衡法トノ關係ニ依ル改正ヲ行ヒ次ニ第一項ハ建築物ノ面積計算ノ方法ヲ或ル條項ノミニ限ルハ適當ナラサルヲ以テ本令ノ全部ニ及ホス

コトニ改メタルモノナリ又第三項ノ改正ハ第十四條ノ二及第十四條ノ三ノ追加ニ伴フ改正ナリ

六六

第十六條 建築物ノ敷地ノ定義ニ付或ル條項ノミニ限ルハ適當ナラサルヲ以テ本令ノ全部ニ及ホスコトニ改メタルモノナリ

第十六條ノ二 建築物ノ敷地カ二以上ノ地域地區又ハ第十四條ノ二ノ規定ニ依リ指定セラレタル區域ニ跨ル場合ニ於ケル地域地區及空地ニ關スル規定ハ何レカ一方ノ制限ニ依ラシムルノ外途ナク現在此ノ規定ヲ缺クヲ以テ之ヲ追加シタルモノナリ

第二十六條ノ二 現行法令ニ於テハ建築物ニ非サル工作物ニ付市街地建築物法ヲ準用スルノ規定ナキカ故ニ往々市街地建築物法制定ノ趣旨ヲ全クスルコト能ハサル場合ヲ生ス即チ擁壁ニシテ構造不完全ナルカ爲ニ保安上ノ危險ヲ惹起シ或ハ建築線ヲ突出シテ道路構築ノ計劃ヲ阻害スル等ノ虞アルヲ以テ本條ヲ追加シタルモノナリ

第二十七條 現在ニ於テハ國寶保存法又ハ史蹟名勝天然紀念物保存法ヲ準用スルノ法令ナキヲ以テ之ヲ削リタルモノナリ

第二十八條 現行規定ハ本條ノ適用ヲ受クル建築物ノ種類明確ナラス又一定ノ建築物ハ任意ノ場所ニ建築セラル、コト、ナリ法令制定ノ趣旨ヲ全クスルコト能ハサル場合ヲ生スル虞アルヲ以テ適用ヲ受クル建築物ノ種類ヲ努メテ明確ニシ且行政官廳ノ裁量ノ餘地ヲ存セシムルコトニ改メタルモノナリ

第二十八條ノ二 地階ヲ有スル建築物ノ地盤面下ニ在ル部分及擁壁ノ地盤面下ニ在ル部分ハ建築線ヨリ突出セシムルモ支障ナキモノト認メラル、場合多キヲ以テ建築線突出禁止ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得ル様改メタルモノナリ

第二十九條 本條ニ例示スル建築物ニ類セサル建築物ト雖本條ヲ適用シ支障ナキ場合アルヲ以テ廣ク「其ノ他ノ假設建築物」ト改メタルモノナリ

第三十一 本條ハ第十五條第十六條ノ改正ニ伴フ改正ナリ

第二、施行規則改正要旨

第一條 第三百三十一條ノ削除ニ伴フモノナリ

第四條 現行規定ハ例外ナク一定範圍ノ突出ヲ認メ居ルモ斯クテハ將來ニ於ケル街路

六七

ノ擴築ニ齟齬ヲ來ス場合アルヲ以テ特ニ地方長官ノ指定スル場合ニ於テノミ突出ヲ認ムル様改メタリ

第六條 昇降機塔ハ建築物ノ高ノ如何ヲ問ハス構造上建築物ノ屋上ニ約九メートルヲ突出セシムルニ非サレハ其ノ機能ヲ全カラシムルコト能ハサルモノアルヲ以テ之ヲ改メス算入セサル部分ノ最大幅ノ制限ニ付テハ昇降機塔等ニシテ或ル場所ニ集合セシムルヲ便宜トスル場合アリ然モ單ニ最大幅ノ制限ノミニテハ僅少ノ距離ヲ隔テ制限内ノモノヲ數多ク設ケラル、場合之ヲ拒否スル途ナク本規定ヲ設ケタル趣旨ヲ徹底セシムルコト困難ナルヲ以テ寧ロ之ヲ撤廢スルヲ適當ト認メタルニ由ル

第二十七條 市街地建築物法適用区域内ニ於テモ土地ノ狀況ニ依リ不燃材料ヲ以テ覆葺セシメサルモ支障ナシト認メラル、モノアルヲ以テ其ノ狀況ニヨリ適當ニ運用シ得ル様改メタリ

第三十一條 本條ニ謂フ界壁ノ意義明瞭ナラス假ニ其ノ意義ヲ建築物ヲ區劃スル爲ノ壁体ト解スルニ於テハ其ノ制限極メテ嚴ニ失スル嫌ヒアルヲ以テ之ヲ廢止シタル

モノナリ

第三十四條 第三十一條ノ改正ニ伴フ改正ナリ

自第四百四十三條 市街地建築物法施行ニ關スル批難ノ一因ハ手續ノ複雑ナル點ニアル至第四百四十四條ノ二

ニ鑑ミ努メテ事前監督ヲ緩ニシ手續ノ簡易化ヲ圖リタリ改正ノ主ナル點ハ左ノ如シ

一、要認可建築物ノ種類ヲ努メテ省令中ニ統一シタルコト

二、大修繕、大變更ハ前號ノ建築物中規模稍大ナルモノニ關スル場合ニ限り届出ヲ要スルコト、シ其ノ他ハ一般ニ手續ヲ要セサルコトニ改メタルコト

三、擁壁ノ築造ニ付新ニ要認可又ハ要届出ノ制度ヲ設ケタルコト

四、現行規定ハ届出ニ付テノミ例外ヲ設ケ得ル立前ナレトモ認可ニ付テモ届出程度

ニ止メ若ハ全然手續ヲ要セサルコトニ爲シ得ル等地方長官ニ於テ適宜取扱ヒ得

ル様改メタルコト

第四百四十八條 吏員中ニ官吏ヲ含ムヤ否ヤ疑ヒヲ生スル虞アルヲ以テ之ヲ明瞭ニシタルモノナリ

第四百十九條ノ二 現行法令ニ於テハ市街地建築物法ノ全部ヲ適用スルカ然ラサレハ所謂緩和規定ヲ適用スルカノ二途アルノミニテ餘リニ大別的ニ過キ各都市ノ實狀ニ副ハシムル能ハサル憾アルヲ以テ都市ノ實狀ニ應シ適用スヘキ規定ノ内容ヲ適當ニ選擇シ得ル様改メタルモノナリ即チ施行令第三十一條ノ規定及耐火構造規則第七條ノ規定ト照應スルトキハ各都市ニ適用スヘキ法令ノ内容ニハ左ニ掲クル如キ種類アルコトヲ豫期シタリ

- 一、主トシテ地域・建築線、屋根及防火地區ニ關フル事項
- 二、前號ノ外建築物ノ高及空地ニ關スル規定ヲ含ミタル事項
- 三、前號ノ外建築物ノ構造設備 美觀地區及特殊建築物ニ關スル規定ノ一部ヲ含ミタル事項
- 四、全部ノ事項

結

語

以上第八章迄を以て市街地建築物法令(緩和規定)の解説の全部を終つた。元來解説と

謂へば今少しく具体的詳細の説明をすべきでもあらうが本稿の目的は全くの講義材料に過ぎないのであるから疏略の點は諒せられたい。既に本稿各章に於て述べた如く本法令の内容は個人の財産権を侵し又は制限することが相當に多い。又認可許可届出等其の手續も複雑である。之を建築主又は建築施工者個人より見れば煩に耐へず又不當に私權を制限するものとも思へやう。併し屢々繰返し述べたる如く本法令は都市の合理的發達と都市生活の安易快適とを理想とし目的として居るのであつて直接一個人の利益や便利を目標とするものではない。目的は飽くまでも共同の利益であり理想は都市全体に關するものである。この目的この理想の實現さるゝ所に都市永遠の繁榮があり其處に個人の都市生活に於る眞の享樂が齎らされるのである。吾人が今日一個人を以て文化生活を營むことの出来ないことは明かなる事實である。吾人の文化生活は社會共同生活の形式に於てのみ始めて保障され得るのである。吾人の文化生活は社會共同生活に依るの外なき以上各種社會的規範に依つて拘束されることも當然容認しなければならぬ。市街地建築物法令又一種の社會的規範であり其れが國家の法律乃至は法

律に根據を有する諸命令として吾人に行爲不行爲を命じて居るのである。共同の利益のためには若干の個人の自由は犠牲にしなければならぬ。個人の自由を犠牲とし共同の利益を醸成することは畢竟個人の利益に還元するのである。市民がこの本義を理解し体得したるとき乃ち本法令の目的は實現され理想の都市の現出を見、個人生活の眞の享樂は永久に保障されることになるのである。されば市民の徒に眼前の痛苦のみに敏ならんよりはこの大目的大利益を達觀する活眼を速かに開かんことを切望に耐へぬ次第である。次に法令執行の局に當る者に於ても叙上の理をよく体得すべきは因よりである。法は死物にして之を生かすは人にある。法は其の運用如何に依つて惡法ともなり善法ともなる。當局者はよく法令の精神を把握し其の運用宜しきを得以て本法所期の目的の達成に努めなければならぬ。而も徒らに條章の未節に拘泥することは最も慎しまねばならぬが社會共同の利益のためには忠實に法規を擁護し斷乎として其の執行に當るだけの覺悟があつて欲しい。要するに筆者は市民の深き理解と當局の良き指導と相俟つて理想都市の建設と社會共存の大目的の實現に歩一步の運ばれんことを切望してやまぬ次第である。

附 錄

附 錄 目 次

第一 新潟市長岡市計劃街路	一
第二 新潟長岡都市計劃	二七
第三 關係法令	三九
一、市街地建築物法	三九
一、市街地建築法施行令	四五
一、市街地建築物法施行規則	六六
一、市街地建築物法施行細則	一二二
一、市街地建築物法第四條第二項ニ依ル工業地域内特別地區規則	一四九
一、都市計劃法	一五一
一、古社寺保存法	一五二
一、史蹟名勝天然物保存法	一五三

一、興行場取締規則	一五三
一、宿屋取締規則	一五五
一、料理屋待合茶屋取締規則	一五六
一、浴場取締規則	一五七
一、貸座敷取締規則	一六一
一、桐油製造取締規則	一六三
一、原動機取締規則	一六四
一、煙筒取締規則	一六六
一、石油製造所及貯藏所取締規則	一六八
一、燐寸製造取締規則	一六八
一、煙火燄燃導火線取締規則	一六九
一、玩具用普通火工品取締規則	一七〇
一、壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令	一七一

一、銃砲火藥類取締法施行細則	一七二
一、銃砲火藥類取締令執行規則	一七八
一、瓦斯事業法施行規則	一八〇
一、理髮營業取締規則	一八二
一、鑛泉浴場取締規則	一八二
一、病院設置規則	一八四
一、傳染病院隔離病者設置管理規則	一八五
一、食肉營業取締規則	一八七
一、冰雪營業取締規則	一八八
一、牛乳營業取締規則	一九〇
一、山羊乳營業取締規則	一九一
一、獸畜飼業取締規則	一九二
一、墓地及埋葬取締細則	一九三

一、屠場法施行細則

一九五

一、獸畜化製業營業取締規則

一九七

一、清涼飲料水營業取締規則

一九八

一、精神病監護法

一九九

一、精神病監護法施行規則

一九九

一、下水溝廁圖芥園取締規則

二〇二

第四 行政實例及判例

二〇三

第五 市以外ノ區域ニ法適用ノ告示

二二一

第六 市街地建築物法令手續便覽

二二二

第一、新潟市長岡市計劃街路

新潟市告示第二十七號

新潟都市計劃街路決定ノ件昭和二年二月二十五日左ノ通り内閣總理大臣ノ認可アリタリ

都市計劃街路綱圖ハ當廳都市計劃調査課ニ於テ昭和二年四月末日迄縦覽ニ供ス

昭和二年三月五日 新潟市長 中村 淑 人

第一、街路ノ等級及幅員ハ左ノ標準ニ依ル

一、廣路幅員二十四間以上

二、一等大路ハ左ノ三類トス

第一類、幅員二十間以上

第二類、幅員十六間以上

第三類、幅員十二間以上

三、二等大路ハ左ノ三類トス

第一類、幅員十間以上

第二類、幅員八間以上

第三類、幅員六間以上

第二、橋梁ノ主要部ハ鐵、石、鐵筋「コンクリート」等不燃質耐久材料ヲ以テ築造スルモノトス

第三、前二項ニ定ムルモノヲ除クノ外街路及橋梁ノ築造ニ關シテハ大正八年十二月内務省令第二十五號街路構造令ノ定ムル所ニ依ル

第四、街路ノ新設及擴築並位置及幅員左ノ如シ

一、一等大路第三類

第一號線

東堀前通六番町千六十九番地ノ一ヨリ信濃川新架橋ヲ經流作場ニ於テ國有鐵道信越線ヲ横切リ同二百七十二番地ニ至ルノ路線

幅員 十五間

第二號線

前號路線終點ヨリ栗ノ木川新架橋ヲ經馬越字町浦澤ニ於テ國有鐵道信越線ヲ横切リ新栗ノ木川新架橋ヲ經石山村大字鴉又字野中ニ於テ新潟臨港株式會社鐵道線路ヲ横切リ石山村大字下木戸ヲ經テ大形村大字海老ヶ瀬千八百二十八番地ニ於テ國道十號線ニ接續スルノ路線

幅員 十三間半

但シ石山村大字鴉又八百五十八番地ヨリ同村大字下木戸百三番地ノ乙ニ至ル區間ハ幅員十二間、同地點ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員十一間トス

第三號線

東堀通六番町千三十六番地ニ於テ一等大路第三類第四號線ヨリ分岐シ寄居町三百四十三番地ノ十五ニ於テ左折シ醫學町通一番町ヲ經テ關屋二百九十番地ノ三ニ至ルノ路線

幅員 十二間

但シ起點ヨリ寄居町三百四十三番地ノ一五ニ至ル區間ハ幅員十五間トス
第四號線

一番堀通町三百四十二番地ノ乙ニ於テ一等大路第三類第五號線ヨリ分岐シ東堀通十三番町ヲ經入船町通四町目三千九百三十一番地ニ於テ左折シ山田町二丁目三千八百六十九番地ニ於テ右折シ入船町通四町目五千三百四十一番地ノ二地先信濃川左岸ニ至ルノ路線

幅員 十一間

第五號線

鳥屋野村大字堀ノ内一番地ヨリ信濃川新架橋、一番堀通町、學校町通、關屋及坂井輪村大字青山ヲ經、内野村大字五十嵐瀨五千八百九十五番地ニ於テ左折シ内野村大字五十嵐濱字川下ニ於テ越後鐵道線路下ヲ過キ内野村大字五十嵐濱五千七百番地ノ一ニ至ルノ路線

幅員 十三間半

但シ學校町通二番町五千二百九十一番地ヨリ關屋三百七十六番地ノ一ニ至ル區間ハ幅員十二間、同地點ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員九間トス

第六號線

前號路線起點ヨリ石山村大字馬越五百九十六番地ニ至リ二等大路第二類第一號線ニ接續スルノ路線

幅員 十三間半

但シ鳥屋野村大字笹口百七十九番地ノ甲ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員八間トス
第七號線

長嶺六百五十六番地ノ一ヨリ通船川新架橋ヲ經沼垂字上王瀨ニ於テ新潟臨港株式會社鐵道線路下ヲ過キ大形村大字河渡新田ヲ經同村大字松崎二千九百四十番地ニ於テ二等大路第三類第四號線ニ接續スルノ路線

幅員 十一間

但シ沼垂二千三百十四番地ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員十一間トス

第八號線

一等大路第三類第一號線終點ヨリ烏屋野村大字紫竹山三十一番地ニ至リ二等大路第三類第一號線ニ接続スルノ路線

幅員 十三間半

第九號線

石山村大字鴉又八百五十八番地ニ於テ一等大路第三類第二號線ヨリ分岐シ通船川新架橋ヲ經山下五十二番地ノ一地先信濃川右岸ニ至ルノ路線

幅員 十二間

二、二等大路第一類

第一號線

石山村大字下木戸百三番地ノ乙ニ於テ一等大路第三類第二號線ヨリ分岐シ通船川新架橋ヲ經大形村大字河渡新田已五百十番地ニ於テ一等大路第三類第七號線ニ接続スルノ路線

幅員 十一間

三、二等大路第二類

第一號線

一等大路第三類第七號線起點ヨリ國有鐵道信越線ヲ横切り新栗ノ木川新架橋石山村大字紫竹及栗ノ木川新架橋ヲ經テ同村大字西山二ツ四百二十九番地ニ至ルノ路線

幅員 八 間

但シ石山村大字馬越五百九十六番地ヨリ終點ニ至ルノ區間ハ幅員六間トス

第二號線

沼垂四千九百十四番地ノ一ヨリ通船川新架橋、石山村大字竹尾ヲ經同村大字石山字新田前ニ於テ國有鐵道信越線ヲ横切り栗ノ木川新架橋ヲ經テ前號路線終點ニ至ルノ路線

幅員 八 間

但シ石山村大字鴉又五百五十四番地ノ一ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員六間トス
第三號線

關屋九十三番地ヨリ越後鐵道線路ヲ横切リ信濃川新架橋ヲ經烏屋野村大字出
來島五百五十七番地ニ於テ左折シ一等大路第三類第五號線起點ニ至ルノ路線
幅員 八 間
但シ烏屋野村大字出來島百五十三番地地先ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員六間ト
ス

第四號線

西船見町五千九百三十二番地ノ二六ニ於テ二等大路第二類第五號線ヨリ分岐
シ白山浦二丁目ニ於テ越後鐵道路線ヲ横切リ信濃川新架橋ヲ經烏屋野村大字
近江十六番地ノ一ニ於テ二等大路第二類第三號線ニ接續スルノ路線

幅員 八 間

但シ起點ヨリ學校町通三番町四百七十九番地ニ至ル區間ハ幅員六間トス

第五號線

東堀通四番町四百五十番地ノ一ニ於テ一等大路第三類第四號線ヨリ分岐シ旭
町通二番町ヲ經テ二等大路第二類第三號線起點ニ至ルノ路線

幅員 八 間

第六號線

東堀前通四番町三百九十九番地ニ於テ一等大路第三類第四號線ヨリ分岐シ信
濃川新架橋ヲ經烏屋野村大字紫竹山百六十四番地ニ於テ二等大路第三類第一
號線ニ接續スルノ路線

幅員 八 間

但シ烏屋野村大字米山十九番地ノ甲ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員六間トス
第七號線

東堀通十三番町三千二十番地ニ於テ一等大路第三類第四號線ヨリ分岐シ四ツ
屋町一丁目五千四百四十七番地ニ至ルノ路線

幅員 八 間

第八號線

榮町二丁目四千八百十九番地ニ於テ二等大路第三類第三號線ヨリ分岐シ新島通五ノ丁二千二百三十二番地ニ於テ右折シ新島町通四ノ町二千二百四十五番地ニ至ルノ路線

幅員 八 間

但シ起點ヨリ横七番町通二丁目四千九百二十六番地ノ一ニ至ルノ區間ハ幅員六間トス

四、二等大路第三類

第一號線

一等大路第三類第五號線起點ヨリ烏屋野村大字女池千三百十二番地ニ至リ左折シ栗ノ木川新架橋ヲ經石山村大字紫竹字權太郎前ニ於テ國有鐵道信越線ヲ横切リ一等大路第三類第二號線終點ニ至ルノ路線

幅員 六 間

第二號線

旭町通二番町五千二百三十番地ノ三ニ於テ二等大路第二類五號線ヨリ分岐シ西大畑町、田中町ヲ經二等大路第二類第七號線終點ニ至ルノ路線

幅員 六 間

第三號線

四ッ屋町一丁目三千七番地ニ於テ二等大路第二類第七號線ヨリ分岐シ榮町二丁目、窪田町ヲ經テ山田町二丁目三千九百六十八番地ニ於テ一等大路第三類第四號線ニ接續スルノ路線

幅員 六 間

第四號線

沼垂四千百十八番地ニ於テ一等大路第三類第九號線ヨリ分岐シ沼垂字古川ニ於テ新潟臨港株式會社鐵道線路ヲ横切リ松ヶ崎濱村字下山千五百九十九番地ニ

於テ右折シ大形村大字松崎ヲ經テ一等大路第三類第二號線終點ニ至ルノ路線

幅員 六 間

但シ起點ヨリ沼垂三千七百三十番地ニ至ル區間ハ幅員八間トス

内務省告示第三百十三號

新潟都市計劃區域内ニ於ケル市街地建築物法第一條ノ規定ニ依ル地域左ノ通指定シ

昭和二年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年四月六日

内務大臣 濱 口 雄 幸

長岡都市計劃街路ノ件左ノ通決定シ昭和七年四月十六日内閣ノ認可ヲ得タリ

長岡都市計劃

街路ノ部

第一、街路ノ等級及幅員ハ左ノ標準ニ依ル

一、廣路 幅員四十四米以上

二、一等大路ハ左ノ三類トス

第一類、幅員三十六米以上

第二類、幅員二十九米以上

第三類、幅員二十二米以上

三、二等大路ハ左ノ三類トス

第一類、幅員十八米以上

第二類、幅員十五米以上

第三類、幅員十一米以上

四、一等小路、幅員七米以上

五、二等小路、幅員三米以上

第二、前項ニ定ムルモノヲ除クノ外街路ノ築造ニ關シテハ大正八年十二月内務省令第二十五號街路構造令ノ定ムル所ニ依ル

第三、街路ノ新設及擴築並位置及幅員左ノ如シ

一四

一、一等大路第三類

第一號線

城內町一丁目字坂之上町甲七百八十四番ノ第一ヨリ本町一丁目ヲ經テ大工町字大工町乙百六十一番ニ至リ二等大路第二類第四號線ニ接續スルノ路線

幅員 二十二米

但シ坂之上町一丁目字坂之上町甲七百二十三番ノ一ヨリ本町一丁目字裏一ノ町乙二百十四番ニ至ル區間ハ幅員十八米、同地點ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員十五米トス

第二號線

坂之上町一丁目字坂之上町甲七百二十三番ノ一ニ於テ一等大路第三類第一號線ヨリ分岐シ中千手町、西千手町、上組村大字宮内ヲ經テ同大字ニ於テ國有鐵道信越本線線路ヲ跨キ同村大字曲新町ニ於テ右折シ同大字ニ於テ左折シ同

村大字攝田屋字村越二千四百四十三番ノ二地先ニ至ルノ路線

幅員 二十二米

但シ東千手町字千手町二百九十九番ヨリ上組村大字宮内字太田千六百八十六番ニ至ル區間ハ幅員二十米、同地點ヨリ同大字字山伏三千百四十八番ニ至ル區間ハ幅員二十七米、同地點ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員二十米トス

第三號線

前號路線起點ヨリ西神田町一丁目ヲ經テ藏王町ニ於テ北越製紙株式會社專用線路及北越水力電氣株式會社專用線路ヲ横切り黒條村大字下下條字外新田五十番ニ至リ國道十號線ニ接續スルノ路線

幅員 二十二米

但シ西新町字古町八百五番ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員二十米トス

二、二等大路第一類

第一號線

一五

草生津町字大土手外五百十番ノ一地先ヨリ東千手町ヲ經テ西弓町ニ至リ國有鐵道信越本線線路ヲ跨キ四郎丸本町三丁目、山通村大字長倉ヲ經テ栖吉村大字戸左衛門字居村ニ於テ右折シ同大字字悠久山二百二十四番ノ一ニ至ルノ路線

幅員 二十米

但シ旭町二丁目字浦田千九百八十七番ノ十一ヨリ弓町字弓町甲五百三十二番ノ一ニ至ル區間ハ幅員二十七米、栖吉村大字戸左衛門字吉水八十九番ノ一ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員十一米トス

三、二等大路第二類

第一號線

臺町三丁目字坂之上町甲八百七番ノ一ヨリ栖吉村大字中澤字向田七百六十番ニ至ルノ路線

幅員 十五米

但シ起點ヨリ四郎丸本町一丁目字大下八百八十六番ニ至ル區間ハ幅員二十米

第二號線

川崎町字前田二千七百三十九番ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員十一米トス

四郎丸本町一丁目字大下八百八十六番ニ於テ前號路線ヨリ分岐シ同町ニ於テ枋尾鐵道株式會社線路ヲ横切リ土合町ヲ經テ上組村大字宮内字山伏三千百四十八番ニ於テ一等大路第三類第二號線ニ接續スルノ路線

幅員 十五米

第三號線

前號路線起點ヨリ川崎町ヲ經テ富曾龜村大字新保ニ於テ枋尾鐵道株式會社線路ヲ横切リ同大字字横山六百七十二番地先ニ至ルノ路線

幅員 十五米

但シ富曾龜村大字新保字村下六百三十三番ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員十一米トス

第四號線

西千手町字五反田千五百七十一番ニ於テ一等大路第三類第二號線ヨリ分岐シ上中島町、藏王町、西新町ヲ經テ東新町ニ於テ國有鐵道信越本線線路ヲ跨キ富會龜村大字新保ヲ經テ同村大字永田字關東屋百五十七番ノ二地先ニ至ルノ路線

幅員 十五米

但シ東新町字砂山三百七十九番ヨリ富會龜村大字新保字村下十四番ニ至ル區間ハ幅員二十四米、同大字字澤千八百四番ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員十一米トス

第五號線

下草生津町字下中島二千四百十九番ニ於テ前號路線ヨリ分岐シ吳服町ヲ經テ袋町ニ於テ國有鐵道信越本線線路、栃尾鐵道株式會社線路下ヲ過キ川崎町ヲ經テ同町字花子千八百二十四番ニ至ルノ路線

幅員 十五米

第六號線

但シ袋町字袋町千八十一番ノ六ヨリ同町字大下九百三十七番ニ至ル區間ハ幅員二十米、川崎町字前田二千四百十三番ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員十一米トス

城岡町字金場六十七番ヨリ富會龜村大字新保字金場千四百十九番ニ至ルノ路線
幅員 十五米

但シ富會龜村大字新保字村下四百二十番ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員十一米トス

第七號線

上川西村大字横下字長兵衛島百四十二番ヨリ黒條村ヲ經テ富會龜村大字新保ニ至リ國有鐵道信越本線線路ヲ横切リ同大字字東廻千四百四十四番ニ至ルノ路線
幅員 十五米

但シ富會龜村大字新保村下六百三十三番ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員十一米ト

ス

第八號線

四郎丸本町三丁目字通り千六百五十八番ニ於テ二等大路第一類第一號線ヨリ分岐シ同町ニ於テ栃尾鐵道株式會社線路ヲ横切リ栖吉村大字中澤ヲ經テ同村大字戸左衛門字吉水八十九番ノ一ニ於テ二等大路第一類第一號線ニ接續スルノ路線

幅員 十五米

但シ栖吉村大字中澤字不源田百三十九番ノ一ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員十一米トス

第九號線

二等大路第二類第二號線終點ヨリ上組村大字攝田屋字早稻田千二百四十番ノ一地先ニ至ルノ路線

幅員 十五米

第十號線

上組村大字宮内字岡地二千五百八十五番ノ二ヨリ上條町字八ッ口三百七十七番地先ニ至ルノ路線

幅員 十五米

但シ起點ヨリ上組村大字宮内字岡地三千五番ノ子ニ至ル區間ハ幅員二十二米、上條町字八ッ口五百十八番ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員十一米トス

第十一號線

上組村大字宮内字太田千六百八十六番ニ於テ一等大路第三類第二號線ヨリ分岐シ同村大字曲新町字庚塚一番地先ニ至ルノ路線

幅員 十五米

但シ上組村大字宮内字草薊島二千二百四十五番ヨリ終點ニ至ル區間ハ幅員十一米トス

四、二等大路第三類

第一號線

袋町字袋町千八十一番ノ六ニ於テ二等大路第二類第五號線ヨリ分岐シ旭町四丁目ヲ經テ上組村大字溝字左越四百九十八番ノ一ニ至リ國道十號ニ接續スルノ路線

第二號線

上川西村大字鼠嶋字大島二百二十三番ノ二地先ヨリ西神田町二丁目ヲ經テ東新町ニ於テ國有鐵道信越本線線路及枋尾鐵道株式會社線路ヲ横切リ富會龜村大字堀金ヲ經テ同村大字小會根字道遊五百一番ニ至ルノ路線

幅員 十一米

第三號線

城岡町字金場八番ヨリ藏王町字立歸島四百九十二番ノ二ニ至ルノ路線

幅員 十一米

幅員 十一米

第四號線

但シ起點ヨリ藏王町字埋田五百三番ノ一ニ至ル區間ハ幅員二十二米トス

西新町字古町七百八十七番ニ於テ二等大路第二類第四號線ヨリ分岐シ藏王町ニ於テ北越製紙株式會社專用線路及北越水力電氣株式會社專用線路ヲ横切リ黒條村大字下下條ヲ經テ上川西村大字楨下字長五郎島七百十四番ニ至ルノ路線

幅員 十一米

第五號線

富會龜村大字新保字東廻千二百六十三番ニ於テ二等大路第二類第七號線ヨリ分岐シ同村大字永田ヲ經テ同村大字堀金ニ於テ枋尾鐵道株式會社線路ヲ横切リ川崎町ヲ經テ山通村大字長倉字笹塚二百五十七番ニ至ルノ路線

幅員 十一米

第六號線

山通村大字長倉字笹塚二百四十九番ノ一ニ於テ前號線路ヨリ分岐シ上條町ヲ

經テ上組村大字攝田屋字上カンノコ二百三十番地先ニ至ルノ路線

二四

幅員 十一米

第七號線

四郎丸本町五丁目字前田千四百七十四番ノ一ニ於テ二等大路第一類第一號線ヨリ分岐シ山通村大字大町字下耕地六番ニ於テ前號線路ニ接續スルノ路線

幅員 十一米

第八號線

上組村大字左近字下新田三百四十四番地先ヨリ同村大字宮内ニ於テ國有鐵道信越本線線路ヲ跨キ山通村大字大町字下耕地六十三番地先ニ至ルノ路線

幅員 十一米

第九號線

上組村大字左近字漆原七十五番ニ於テ二等大路第三類第十三號線ヨリ分岐シ同村大字宮内ニ於テ國有鐵道信越本線線路ヲ跨キ上條町字八十刈七百三番ニ

於テ二等大路第三類第六號線ニ接續スルノ路線

幅員 十一米

第十號線

上組村大字宮内字岡地二千七百十八番ノ一ヨリ同村大字今井字狐穴三百九十六番ノ一地先ニ至ルノ路線

幅員 十一米

但シ起點ヨリ上組村大字宮内字草刈島二千二百四十五番ニ至ル區間ハ幅員十五米トス

第十一號線

上組村大字曲新町字庚塚二百五番ニ於テ一等大路第三類第二號線ヨリ分岐シ同大字ニ於テ國有鐵道上越北線、同信越本線線路下ヲ過キ同大字字庚塚五十五番ニ至リ二等大路第二類第十一號線ニ接續スルノ路線

幅員 十一米

二五

第十二號線

上組村大字曲新町字庚塚千百六十二番ノ一ニ於テ一等大路第三類第二號線ヨリ分岐シ同大字字大之田二千四百三十五番ニ至ルノ路線

幅員 十一米

第十三號線

草生津町字大土手内二百三十六番ニ於テ二等大路第一類第一號線ヨリ分岐シ二等大路第三類第十號線終點ニ至ルノ路線

幅員 十一米

第十四號線

本町一丁目字裏一ノ町乙三百十一番ノホヨリ千手町三丁目字下千手七百三十九番ニ至ルノ路線

幅員 十一米

第十五號線

栖吉村大字中澤字高堰二十六番ノ一ニ於テ二等大路第二類第八號線ヨリ分岐シ同大字字居村千九百三十一番ノ一地先ニ至ルノ路線

幅員 十一米

第四、事業ノ實施ニ方リ設計ニ些少ノ異同ヲ生スル場合ニハ都市計劃新潟地方委員會限リ之ヲ變更スルコトヲ得

右 公 告 ス

昭和七年五月六日

内務大臣 鈴木喜三郎

第二、新潟都市計劃

地 域 ノ 部

第一 商業地域之部

イ、左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地

新潟市 市内

二八

- 一、古町通一番町、同二番町、同三番町、同四番町、同五番町、同六番町、同七番町、同八番町、同九番町、横一番町、西堀前通一番町、同二番町、同三番町、同四番町、同五番町、同六番町、同七番町、同八番町、同九番町、東堀通一番町、同二番町、同三番町、同四番町、同五番町、同六番町、同七番町、同八番町、同九番町、東堀前通一番町、同二番町、同三番町、同四番町、同五番町、同六番町、同七番町、同八番町、同九番町、上大川前通一番町、同二番町、同三番町、同四番町、同五番町、同六番町、同七番町、同八番町、同九番町、南多門町、北多門町、西厩島町、東厩島町、並木町、船場町一丁目、同二丁目、魁町、緑町、新島町通一ノ丁、同二ノ丁、同三ノ丁、同四ノ丁、同五ノ丁、花町、月町、雪町、礎町通上二ノ丁、礎町通一ノ丁、同二ノ丁、同三

- ノ丁、同四ノ丁、同五ノ丁、同六ノ丁、下大川通一ノ町、同二ノ町、同三ノ町、同四ノ町、同五ノ町、同六ノ町、同七ノ町、住吉町、寄附町ノ全部
- 二、翁町一丁目、同二丁目、一番堀通町、東堀通十三番町、横七番町通二丁目、烏帽子町、四ツ屋町一丁目、榮町一丁目、西受地町、沼垂、蒲原、長嶺、山下ノ一部（附圖第一圖、第二圖、第五圖ノ一及第五圖ノ二表示ノ通）

口、左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地

- 一、都市計劃街路一等大路第三類第一號路線ノ全部
- 二、都市計劃街路一等大路第三類第二號線ノ新潟市ニアル區間全部
- 三、都市計劃街路一等大路第三類第三號線ノ全部
- 四、都市計劃街路一等大路第三類第四號線ノ内起點ヨリ山田町二丁目三千八百六十九番地地先ニ至ル區間
- 五、都市計劃街路一等大路第三類第五號線ノ内一番堀通地先市郡境界ヨリ都市計劃街路一等大路第三類第三號線トノ交叉點ニ至ル區間

二九

六、都市計劃街路一等大路第三類第七號線ノ内都市計劃街路一等大路第三類第九號線トノ交叉點ヨリ都市計劃街路二等大路第二類第二號線トノ交叉點ニ至ルノ區間

七、都市計劃街路一等大路第三類第八號線ノ内起點ヨリ市郡境界ニ至ル區間

八、都市計劃街路一等大路第三類第九號線ノ内新潟市内ニ至ル區間全部

九、都市計劃街路二等大路第二類第二號線ノ内都市計劃街路二等大路第三類第四號線トノ交叉點ヨリ都市計劃街路一等大路第三類第七號線トノ交叉點ニ至ル區間

十、都市計劃街路二等大路第三類第四號線ノ内起點ヨリ都市計劃街路二等大路第二類第二號線トノ交叉點ニ至ル區間

十一、都市計劃街路二等大路第二類第三號線ノ内都市計劃街路一等大路第三類第五號線トノ交叉點ヨリ市郡境界ニ至ル區間

十二、都市計劃街路二等大路第二類第四號線ノ内都市計劃街路一等大路第三類第五

號線トノ交叉點ヨリ市郡境界ニ至ル區間

十三、都市計劃街路二等大路第二類第五號線ノ内起點ヨリ都市計劃街路一等大路第三類第三號線トノ交叉點ニ至ル區間

十四、都市計劃街路二等大路第二類第六號線ノ内新潟市内ニ至ル區間全部

十五、都市計劃街路二等大路第二類第七號線ノ全部

十六、都市計劃街路二等大路第二類第八號線ノ内都市計畫街路一等大路第三類第四號線トノ交叉點ヨリ終點ニ至ル區間

十七、古町通九番町千四百七十一番地地先ヨリ古町通ヲ經テ古町通十三番町二千八百九番地ノ一地先ニ至ルノ路線

十八、本町通九番町千三百三十六番地地先ヨリ本町通ヲ經テ本町通十三番町三千四百九番地ノ二地先ニ至ルノ路線

十九、上大川前通九番町千二百七十五番地地先ヨリ上大川前通ヲ經テ上大川前通十二番町二千七百二十一番地地先ニ至ルノ路線

二十、上大川前通十一番町千八百九十九番地地先ヨリ湊町通ヲ經テ湊町通三ノ町二千六百二十三番地地先ニ至ルノ路線

二十一、沼垂九百三十二番地地先ヨリ同千六百六十五番地ノ一地先ニ至ルノ路線

二十二、萬代橋東詰ヨリ流作場千五百六十二番地ノ二地先ニ至ルノ路線

二十三、流作場千四百四番地ノ一地先ヨリ流作場千七百四十六番地ノ一地先ニ至ルノ路線

二十四、沼垂四千九百十四番地ノ二地先ヨリ同二千六百十四番地ノ一地先ニ至ル路線ノ内都市計畫街路一等大路第三類第九號線トノ交叉點ヨリ沼垂四千七百七十四番地地先ニ至ル區間

第二一工業地域ノ部

左記建築内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域ノ部ニ掲クルモノヲ除ク

新潟市内

一、稻荷町、入船町通一丁目、同二丁目、同三丁目、船見町一丁目、同二丁目、

東入船町、海邊町一番町、同二番町山下、馬越、鴉又ノ全部

二、横七番町通四丁目、同五丁目、元下島町、解川岸町、入船町通四丁目、同五丁目、同六丁目、附船町一丁目、山田町一丁目、同二丁目、字濱浦、沼垂、蒲原、長嶺ノ一部(附圖、第三圖ノ一及第五圖ノ二表示ノ通)

第三住居第域之部

左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域ノ部及第二工業地域ノ部ニ掲クモノヲ除ク

新潟市内

一、上大川前通十番町、同十一番町、同十二番町、本町通十番町、同十一番町、同十二番町、同十三番町、東堀前通十番町、同十一番町、東堀通十番町、同十一番町、同十二番町、同十三番町、古町通十番町、同十一番町、同十二番町、同十三番町、西堀前通十番町、同十一番町、西堀通一番町、同二番町、同三番町、同四番町、同五番町、同六番町、同七番町、同八番町、同九番町、同

十番町、同十一番町、關屋、學校町通一番町、同二番町、同三番町、白山浦
 一丁目、同二丁目、學校裏町、醫學町通一番町、同二番町、一堀通町、旭町
 通一番町、同二番町、下旭町、東中通一番町、同二番町、西中町、南横堀町
 寺裏通一番町、同二番町、營所通一番町、同二番町、寄居町、西大畑町、東
 大畑通一番町、同二番町、中大畑町、南大畑町、北大畑町、南濱通一番町、
 同二番町、北濱通一番町、同二番町、赤坂町一丁目、南毘沙門、北毘沙門町
 本間町一丁目、同二丁目、同三丁目、相生町、芳町、見方町、曙町、横六番
 町、早川町一丁目、同二丁目、夕榮町、横七番町通一丁目、同四丁目、同五
 丁目、浮洲町、元祝町、壽町一丁目、同二丁目、榮町一丁目、同二丁目、同
 三丁目、西受地町、祝町、入船町通四丁目、同五丁目、同六丁目、東受地町
 四ッ屋町一丁目、附船町一丁目、同二丁目、同三丁目、山田町一丁目、同二
 丁目、田中町、湊町通一ノ町、同二ノ町、西湊町通一ノ町、東湊町通一ノ町
 同二ノ町、窪田町、忠藏町、室町一丁目、同二丁目、蒲原、長嶺ノ全部

二、赤坂町二丁目、豊照町、早川町三丁目、湊町通三ノ町、西湊町通二ノ町、東
 湊町通三ノ丁、横七番町通二丁目、同三丁目、寄合町、菅根町、西船見町、
 字濱浦、沼垂、流作場ノ一部（附圖第二圖、第四圖、第五圖ノ一及第五圖ノ
 二表示ノ通）

長岡都市計劃

地域ノ部

長岡市内ニ於ケル地域左ノ通指定ス

第一 商業地域之部

イ、左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地

長岡市内

一、本町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、表町一丁目、同二丁目、同三

丁目、同四丁目、同五丁目、坂ノ上町一丁目、同二丁目、東坂ノ上町一丁目
 同二丁目、城内町一丁目、同二丁目、臺町、殿町一丁目、同二丁目、同三丁
 目、同四丁目、觀光院町、玉藏院町、吳服町間ノ道町、關東町、神田町一丁
 目、同二丁目、船江町、上田町、渡里町、坂下町、荒屋敷町、柳原町、文治
 町、西文治町、山田町、千手横町、千手町二丁目、同三丁目ノ全部
 二、長町一丁目、袋町、川崎町、西神田町一丁目、同二丁目、神田町三丁目、東
 千手町、小頭町、四郎九町、今朝白町、山本町、大工町、上中島町、下中原
 町ノ一部

ロ、左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接續スル建築物ノ敷地

長岡市内

- 一、國道第十號ノ内新町一丁目六百三十五番地先ヨリ新町五丁目一千七百五番地
 先ニ至ル區間
- 二、國道第十號ノ内宮原町六百五十九番地先市郡境界ヨリ千手町一丁目九百九番

地先ニ至ル區間

- 三、府縣道柏崎長岡線ノ内草生津町二千九百五十四番ノ四地先ヨリ長生橋東詰ニ
 至ル區間
- 四、長町一丁目一千六百九十三番ノ三地先ヨリ袋町ヲ經テ四郎九町四百五十番ノ
 一地先ニ至ルノ路線

工業地域ノ部

左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域ノ部ニ掲クルモノヲ除ク

長岡市内

- 一、西神田町一丁目、同二丁目、西新町、石内町、北中島町、城岡町、藏王町ノ
 全部
 - 二、下中島町、古川町ノ一部
- 住居地域ノ部

左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域及第二工業地域ノ部ニ掲クルモノヲ

除之

長岡市内

- 一、神田町三丁目、新町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、千手町一丁目、南千手町、長柄町、宮原町、長原町、西千手町、東千手町、旭町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、小頭町、中千手町、千藏町、西弓町、東弓町、今朝白町、袋町、長町一丁目、同二丁目、稽古町、東新町、川崎町、四郎丸町、土台町、上條町、山本町、大工町、上中島町、古川町、下草生津町ノ全部
- 二、草生津町、東神田町、愛宕町、地藏町、下中島町ノ一部

關係法令

市街地建築物法

(大正八年四月四日
法律第三七號)

第一條 主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得

第二條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第三條 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第四條 工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス

主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害若ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付ハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定ス

ルコトヲ得

第五條 前三條ニ規定スル建築物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 前四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス

第七條 道路敷地ノ境界線ヲ以テ建築線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八條 建築物ノ敷地ハ建築線ニ接セシムルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 建築物ハ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得ス但シ建築線カ道路幅ノ境界線ヨリ後退シテ指定セラレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル處ニ依リ建築物ノ前面突出部又ハ基礎ハ道路幅ノ境界線ヲ起エサル範圍内ニ於テ建築線ヨリ之ヲ突出セシムルコトヲ得

第十條 行政官廳ハ市街ノ體裁上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物

四〇

ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得

第十一條 建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ高又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シテハ地方ノ狀況地域及地區種別、土地ノ狀態、建築物ノ構造、前面道路ノ幅員等ヲ參酌シ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ建築物ノ構造設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 主務大臣ハ火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
防火地區内ニ於テハ建築ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地ノ疆界線ニ接シ之ヲ設クルコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場、其ノ他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

四一

第十五條 主務大臣ハ美觀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ構造設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十七條 行政官廳ハ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

一、保安上危険ト認ムルトキ

二、衛生上有害ト認ムルトキ

三、本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ

第十八條 本法適用區域ノ設定若ハ變更、地域若ハ地區ノ指定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物カ其ノ後新ニ建築セラレタリトセハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲クル必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物所在地ノ公共團

體ヲシテ損失ヲ補償セシム

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者補償金額ニ付不服アルトキハ其金額決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第十九條 建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ二千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十條 前條ノ規定ハ前條ニ掲クル者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前條ニ掲クル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ營業ニ關シ前條ノ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

前條ニ掲クル者法人ナルトキハ明治三十三年法律第五十二號ヲ準用ス

第二十一條 本法又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第二十二條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十三條 本法適用ノ區域ハ勅令ヲ以テ指定スル市、區其ノ他ノ市街地トス
特別ノ必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ其ノ定ムル所ニ依リ前項ノ市街地ノ外ニ亘リ本法適用ノ區域ヲ定ムルコトヲ得

第二十四條 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物建築工事を着手セサルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第二十五條 本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第二十六條 本法ニ於テ道路ト稱スル幅員九尺以上ノモノヲ謂フ

道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正九年十一月勅令第五百三十九號ヲ以テ同年十二月一日ヨリ施行）

市街地建築物法施行令

（大正九年九月二十九日勅令第四百三十八號）○ハ本縣適用

- （イ）大正十二年八月二十九日勅令第三百九十五號改正
- （ロ）大正十三年六月九日勅令第五百十二號改正
- （ハ）大正十三年十二月十三日勅令第三百四十二號改正
- （ニ）昭和四年六月二十八日勅令第二百三十三號改正
- （ホ）昭和六年十二月二十四日勅令第二百九十四號改正

○第一條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スル事ヲ得ス

但シ第一號乃至第四號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上己ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

一、常時使用スル原動機馬力數ノ合計三ヲ超過スル工場

二、左ニ掲クル事業ヲ營ム工場

(イ)、玩具用普通火工品ノ製造

(ロ)、「アセチレンガス」ヲ用フル金屬ノ工作(單ニ修繕スルモノヲ除ク)

(ハ)、「ドライクリーニング」(單ニ拂拭スルモノヲ除ク)又ハ「ドライダイング」

(ニ)、「セルロイド」ノ加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工

(ホ)、塗料ノ吹付

(ヘ)、亞硫酸「ガス」ヲ用フル物品ノ漂白

(ト)、骨炭其ノ他動物質炭ノ製造

(チ)、羽又毛ノ洗滌、染色又ハ漂白

(リ)、襪褌、屑綿、屑紙、屑絲、屑毛ノ類ノ消毒、選別、洗滌又ハ漂白

(ヌ)、製綿、古綿ノ再製、起毛、反毛又ハ「フェルト」ノ製造ニシテ原動機ヲ用フルモノ

(ル)、骨、角、牙、蹄、貝殻ノ挽割若ハ乾燥研磨又ハ金屬ノ乾燥研磨ニシテ原動機ヲ用フルモノ

(ヲ)、鑛物、岩石、土砂、硫黃、物屬、硝子、煉瓦、陶磁器、骨又ハ貝殻ノ粉碎

ニシテ原動機ヲ用フルモノ

(ワ)、墨、懷爐灰又ハ煉炭ノ製造

(カ)、煉瓦、土器類、陶磁器、人造砥石又ハ坩堝ノ製造

(ヨ)、硝子ノ製造又ハ砂吹

(タ)、動力槌ヲ用フル鍛冶

三、室面積ノ合計五十平方メートルヲ超過スル自動車ノ車庫

四、劇場、活動寫真館、演藝場又ハ觀物場

五、待合又ハ貸座敷

六、倉庫業ヲ營ム倉庫

七、火葬場又ハ産穢物處理場

八、屠場又ハ死畜處理場

九、塵芥又ハ汚物ノ處理場

十、前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

○第二條建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ第一號又ハ第二號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上己ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

一、常時使用スル原動機馬力數ノ合計十五ヲ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所ヲ除ク

二、前條第二號ニ該當スルモノ

三、前條第七號至乃第九號ニ該當スルモノ

四、前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

○第三條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スル事ヲ得ス但シ第一號、第二號又ハ第四號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳衛生上有害ノ若ハ保安上危険ノ虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上己ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

一、常時使用スル原動機馬力數ノ合計五十ヲ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所ヲ除ク

二、左ニ掲クル事業ヲ營ム工場

(イ)、銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造

(ロ)、鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、硝酸鹽類、黃磷、赤磷、硫化磷、金屬「カリウム」「金屬」「ナトリウム」、「マグネシウム」過酸化水素水、過酸化「カリ」、過酸化「ソーダ」、過酸化「バリウム」、二硫化炭素、「メタノール」、「アルコール」、「エー

テル」、「アセトン」、醋酸、「エステル」類、「ニトロセルロース」、「ベンゾール」、
「トルオール」、「キシロール」、「ビクリン」酸、「ビクリン酸鹽類」、「テレピン」油
又ハ石油類ノ製造

(ハ)、燐寸ノ製造

(ニ)、「セルロイド」ノ製造

(ホ)、「ニトロセルロース」製品ノ製造

(ヘ)、「ビスコース」製品ノ製造

(ト)、合成染料若ハ其ノ中間物、顔料、塗料(漆ヲ除ク)、印刷用「インキ」又ハ繪
具ノ製造

(チ)、溶劑ヲ用フル「ゴム」製品又ハ芳香油ノ製造

(リ)、乾燥油又ハ溶劑ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

(ヌ)、溶劑ヲ用フル塗料ノ加熱乾燥又ハ焼付

(ル)、石炭「ガス」類又ハ「コークス」ノ製造

(ヲ)、壓縮「ガス」又ハ液体「ガス」ノ製造

(ワ)、鹽素「ブロム」、「ヨード」硫黃、鹽化硫黃、弗化水素酸鹽酸、硝酸、硫酸、
磷酸、苛性「カリ」苛性「ソーダ」、「アンモニア」水、炭酸「カリ」、洗濯「ソーダ」、

「ソーダ」灰、晒粉、次硝酸蒼鉛、亞硫酸鹽類「チオ」硫酸鹽類、砒素化合物、
「バリウム」化合物、鉛化合物、銅化合物、水銀化合物、「シアン」化合物、「クロロ
ホルム」、四鹽化炭素、「ホルマリン」、「ズルホナル」、「グリセリン」、「イヒチ
オールスルホン」酸、「アンモン」、醋酸、石炭酸、安息香酸、「タンニン」酸、「アセ
トアニリド」、「アスピリン」又ハ「グアヤコール」ノ製造

(カ)、蛋白質ノ加水分解ニ依ル製品ノ製造

(ヨ)、油脂ノ採取又ハ加熱加工

(タ)、石鹼、「ファクチス」又ハ「ベークライト」ノ製造

(レ)肥料ノ製造

(ソ)、製紙

- (ツ)、製革、製膠又ハ毛皮若ハ骨ノ精製
 - (ネ)、「アスファルト」ノ精製
 - (ナ)、「アスファルト」、「コールタール」、「木タール」、石油蒸溜産物又ハ其ノ残渣ヲ原料トスル製造
 - (ラ)、「セメント」、石膏、消石灰、生石灰、又ハ「カーバイド」製造
 - (ム)、金屬ノ熔融又ハ精煉
 - (ウ)、電氣用「カーボン」ノ製造
 - (井)、金屬厚板又ハ形鋼ノ工作ニシテ鋸打又ハ填隙作業ヲ伴フモノ
 - (ノ)、鐵釘類又ハ鋼球ノ製造
 - (オ)、伸線、伸管又ハ「ロール」ヲ用フル金屬ノ壓延
- 三、前號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル事業ヲ營ム工場
- 四、第二號イ、ロ、ハ、ニ及ヲノ物品、可燃性「ガス」又ハ「カーバイド」ノ貯藏又ハ

處理ニ供スルモノ

- 五、前號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

○第三條ノ二 前三條ノ規定又ハ市街地建築物法第四條第二項ノ規定ニ依リ現在地ニ建築スルコトヲ得サル種類ニ屬スル建築物ハ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル日ヨリ十年間ヲ限り行政官廳ノ許可ヲ受ケ左記各號ニ規定スル制限内ニ於テ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ヲ爲スコトヲ妨ケス

- 一、現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ敷地及ヒ之ト一團ヲ成ス土地ヲ超エテ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ヲ爲ササルコト
- 二、建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スヘキ建築面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ建築面積ノ二分ノ一ヲ超過セサルコト
- 三、建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スヘキ床面積ハ現在地ニ

建築スルコトヲ得サルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ床面積ヲ超過セサルコト

四、工場ノ常時使用スル原動機馬力數ヲ増加スル場合ニ於テ増加スヘキ馬力數ハ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際常時使用スル馬力合計數ヲ超過セサルコト但シ行政官廳土地ノ狀況、事業ノ種類、作業方法又ハ建築物ノ構造設備ニ依リ特ニ支障ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

五、前號ニ掲クルモノヲ除クノ外用途ノ變更ニ付テハ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ用途ニ類似スル用途又ハ設備ヲ變更セス若ハ之ニ些少ノ變更ヲ加フルニ依リ營ムコトヲ得ル用途ニ限ルコト

第二十六條ノ規定ニ依リ建築ノ許可ヲ受ケタル建築物ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ト看做ス

第四條 建築物ノ高ハ住居地域内ニ於テハ「二十メートル」ヲ住居地域外ニ於テハ「三

十一メートル」ヲ超過スルコトヲ得ス但シ建築物ノ周圍ニ廣濶ナル公園、廣場、道路其ノ他ノ空地アル場合ニ於テ行政官廳交通上、衛生上及保安上支障ナシト認ムルトキハ此ノ限リニ在ラス

第五條 煉瓦造建築物石造建築物及木造建築物ハ高「十三メートル」軒高「九メートル」ヲ木骨煉瓦造建築物及木骨石造建築物ハ高「八メートル」軒高「五メートル」ヲ超過スルコトヲ得ス

前項ノ石造ニハ人造石造及「コンクリート」造ヲ、木造ニハ土藏造ヲ包含ス

第一項ノ木骨煉瓦造建築物トハ厚「十センチメートル」以上ノ煉瓦積ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂ヒ木骨石造建築物トハ厚「十センチメートル」以上ノ石、人造石又ハ「コンクリート」ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂フ

一建築物ニシテ外壁二種以上ノ構造ヨリ成ルモノニ付テハ第一項ノ規定ヲ適用ニ關シ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル

第一項ノ階數ニハ屋階及地階ヲ包含セス

第六條 前二條ニ規定スル建築物ノ高トハ地盤面ヨリ建築物ノ最高部迄ノ高ヲ謂フ

前條第一項ノ軒高トハ地盤面ヨリ建築物ノ外壁上端迄ノ高、外壁上端ノ扶欄、扶壁又ハ軒蛇腹アルトキハ其ノ最高部迄ノ高、出軒ノ場合ニハ軒桁上端迄ノ高ヲ謂フ但シ切妻ノ部分ハ軒高ニ之ヲ算入セス

前二項ノ地盤ニ、高低アルトキハ行政官廳其ノ地盤面ヲ認定ス

第七條 建築物各部分ノ高ハ其ノ部分ヨリ建築物ノ敷地ノ前面道路ノ對側境界線迄ノ水平距離ノ一倍四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス且其ノ前面道路幅員ノ一倍四分ノ一ニ「八メートル」ヲ加ヘタルノヲ限度トス但シ住居地域外ニアル建築物ニ付テハ一倍四分ノ一ヲ一倍二分ノ一トス

前項ノ高トハ前面道路ノ中央ヨリノ高ヲ謂フ

第八條 建築物ノ敷地カ幅員同シカラサルニ以上ノ道路ニ接スル場合ニ於テ一ノ道路ノ境界線迄ノ水平距離カ其ノ道路幅員ノ一倍二分ノ一以内ニシテ且「二十五メートル

ル」以内ノ區域ノ内ニアル建築物各部分ノ高ニ付イテ前條ノ規定ノ適用ニ關シ其ノ道路ヲ前面道路ト看做ス

前項ノ規定ニ依ル前面道路ニ以上アル場合ニ於テ其ノ幅員同シカラサルトキハ幅員小ナル前面道路ハ幅員最大ナル前面道路ト同一ノ幅員ヲ有スルモノト看做ス

第一項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル區域ノ外ニアル建築物各部分ニ付テハ幅員最大ナル道路ヲ前面道路ト看做ス

第九條 道路境界線カ建築線ト一致セサル場合ニ於テハ道路境界線又ハ道路幅員ニ關スル前二條ノ規定ノ適用ニ關シ建築線ヲ其ノ道路境界線ト看做ス

第十條 建築物ノ敷地左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ、第三條ノ規定ニ拘ラス行政官廳別段ノ定メヲ爲スコトヲ得

一、公園、廣場、河、海類ニ接スルトキ

二、前面道路ノ對側ニ公園、廣場、河海ノ類アルトキ

三、其ノ地盤面ト前面道路ヲ指定ヨリ高低ノ差著シキトキ

四、高低ノ差著シキニ以上ノ道路ニ接スルトキ

五、道路ノ終端ニ位スルトキ

第十一條 行政官廳ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ必要ト認ムルトキハ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル建築物ノ高ノ最低限度又ハ最高限度ヲ定ムルコトヲ得

第十二條 煙突、棟飾、避雷針、旗竿、風見竿等建築物ノ屋上ニ突出スルモノノ高ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セス

裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ノ高ハ行政官廳命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ高ニ之ヲ算入セサルコトヲ得

第十三條 本令中高ニ關スル規定ハ煙突、物見塔、機重機、水槽氣槽、無線電信用、電柱ノ類及工業用建築物ニシテ行政官廳其ノ用途ニ依リ己ムヲ得スト認メ許可シタルモノニ付之ヲ適用セス

本令中高ニ關スル規定ハ社寺建築物ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付之ヲ適用セス

第十四條 建築物ノ建築面積ハ建築面積ニ對シ住居地域内ニ於テハ十分ノ六商業地域内ニ於テハ十分ノ八、住居地域及商業地域外ニ於テハ十分ノ七ヲ超過スルコトヲ得ス但シ行政官廳特ニ指定シタル角地其ノ他ノ地區ニ於ケル建築物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十四條ノ二 行政官廳ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ必要ト認ムルトキハ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル建築物ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ノ最小限度ヲ定ムルコトヲ得

第十四條ノ三 都市計劃區域内ニ於テ第十一條ノ規定ニ依リ建築物ノ最低限度若ハ最高限度ヲ定ムル場合又ハ前條ノ規定ニ依リ建築物ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ノ最少限度ヲ定ムル場合ニ於テハ行政官廳ハ之ヲ都市計劃委員會ノ議ニ付スヘシ

○第十五條 本令ニ於テ建築面積トハ建築物ノ水平斷面ニ於ケル外壁ノ又ハ之ニ代ルヘキ柱ノ中心線内面積中最大ナルモノヲ謂フ但シ地階ニシテ其ノ外壁ノ高地盤面上「二メートル」以下ノモノノ部分ノ面積ハ之ヲ建築面積ト看做サス

軒、庇、桔出縁ノ類カ前項ノ中心線ヨリ突出スコト「一メートル」ヲ起ユル場合ニ

於テハ其ノ外端ヨリ三尺ヲ後退スル線ヲ以テ前項ノ中心線ト見做ス
第十四條第一項ノ建築物ノ敷地ノ面積トハ建築物ノ敷地ノ水平断面ノ面積中最大ナルモノヲ謂フ

○第十六條 本令ニ於テ建築物ノ敷地トハ一構ノ建築物ニ屬スル一團ノ土地ヲ謂フ

○第十六條ノ二 建築物ノ敷地カ二以上ノ地域、地區又ハ第十四條ノ一ノ規定ニ依リ指定セラレタル區域ニ跨ル場合ニ於テ第一條乃至第三條、第十四條又ハ第十四條ノ二ノ規定ノ適用ニ關シテハ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

○第十七條 市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ損失ヲ補償スヘキ場合ハ左ノ各號ノ一ニ詰當スル場合ニ限ル

一、地域ノ又ハ工業地域内特別地區ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物ノ使用禁止又ハ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合

二、美觀地區ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合

三、建築線ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物ノ主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合

四、建築線ニ面スル建築物ノ壁面ノ位置ノ指定ニ基キ建築物主要構造部ノ變更又ハ除却ヲ命シタル場合

五、建築物ノ高又ハ建築物ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關スル規定ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合

○第十八條 市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ補償スヘキ損失ハ通常生スヘキ損失ニ限ル

○第十九條 前二條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ市街地建築物法第十八條第一項ノ措置ヲ命セラレタル者此レヲ命セラレタル日ヨリ起算シ三月内ニ之ヲ爲スコトヲ得

○第二十條 市街地建築物法第十八條第二項ノ公共團體トハ同法第二十三條ノ規定ニ依ル同法適用區域ノ屬スル市區町村トス

○第二十一條 補償義務ノ有無及補償ノ金額ハ補償審査會之ヲ裁定ス

○第二十二條 補償審査會ハ第二十條ニ規定スル市街地建築物法第十八條第二項ノ公共

團體毎ニ之ヲ置ク

補償審査會ハ會長一人及委員十二人ヲ以テ之ヲ組織ス

○第二十三條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一、關係各廳高等官 四人
- 二、前條第一項ノ公共團體ノ吏員 二人
- 三、前號ノ公共團體ノ議會ノ議員 四人
- 四、學識經驗アル者 二人

前項第一號第二號及第四號ノ委員ハ主務大臣之ヲ命シ第三號ノ委員ハ其ノ議會ニ於テ之ヲ選舉ス

○第二十四條 補償審査會ニ關シテハ土地收用法第二十七條乃至三十一條、第三十七條、第三十九條、第四十條第一項、第二項、第四十二條乃至第四十五條、第六十九條、第七十二條及第八十三條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條第一項ノ公共團體ノ二以上ニ亘ル建築物ニ關シテハ關係補償審査會合同シテ會議ヲ開クヘシ

○第二十五條 市街地建築物法第十八條ノ規定ハ建築工事中ノ建築物及建築工事ニ着手セサルモ設計アル建築物ニ之ヲ準用ス

○第二十六條 行政官物ハ建築工事中ノ建築物又ハ建築工事ニ着手セサルモ設計アル建築物ニシテ其ノ建築竣成後ニ於テ市街地建築物法第十八條第一項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スル必要ナシト認ムルモノニ付テハ其ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

○第二十六條ノ二 建築物ノ敷地ヲ造成スル爲ニスル擁壁ニ對シテハ市街地建築物法第九條 第十二條 第十五條乃至第二十二條及第二十五條ノ規定ヲ準用ス

○第二十七條 市街地建築物法ハ國寶保存法又ハ史蹟名稱天然記念物保存法ノ適用ヲ受ケル建築物ニ付之ヲ適用セス

○第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳支障ナシト認ムルモノニ對シテハ市街地建築物法第八條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

- 一、鳥居、形像、紀念門、紀念塔ノ類
- 二、交通信號塔、公共便所ノ類
- 三、陸橋ノ類

四、地下停車場ノ類

五、高架工作物内ニ設クル倉庫、店舗ノ類

○第二十八條ノ二 地階ヲ有スル建築物ノ地盤面下ニ在ル部分ニ對シテハ市街地建築物法第九條ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

第二十六條ノ二ノ擁壁ノ地盤面下ニ在ル部分ニ付亦同シ

○第二十九條 博覽會建築場、觀覽場、飾門、飾塔、足代、棧橋其他ノ假設建築物ニシテ行政官廳支障ナシト認ムルモノニ對シテハ市街地建築物法第二條乃至第六條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

○第二十九條ノ二 市街地建築物法第二十六條第二項ノ道路ノ境域内ニ於テ行政官廳支障ナシト認ムルトキハ同法第八條、第九條及第十一條ノ規定ニ拘ラス存續期限ヲ附

シ假設建築物ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

○第三十條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計劃アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計劃ヲ告示シタルトキハ其ノ計劃ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

第三十一條 第四條乃至第十四條ノ三ノ規定ハ市街地建築物法適用區域ニシテ内務大臣ノ指定スルモノニ之ヲ適用セス

附 則

本令ハ市街地建築物法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(イ)

本令ハ大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス(ロ)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(ハ)

本令ハ昭和七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス(ホ)

市街地建築物法施行規則

(大正九年十一月九日) 〇ハ本縣適用

(イ) (大正十一年八月二十四日省令第二十一號改正)
(ロ) (大正十二年八月二十三日省令第二十六號改正)
(ハ) (大正十三年六月二十二日省令第三十五號改正)
(ニ) (大正十三年十二月十七日省令第三十號改正)
(ホ) (大正十四年一月十五日省令第一號改正)
(ヘ) (昭和七年一月十二日省令第一號改正)

第一章 通 則

〇第一條 本則ニ於ケル用語ハ左ノ例ニ依ル

- 一、居室トハ居住ノ用ニ供スル室ヲ謂フ
玄關、廊下、階段室、外套室、便所、手洗所、浴室、物置、納戸、暗室ノ類ハ居室ト看做サス
- 二、地階トハ其ノ床面地盤面トニ在ル階ヲ謂フ但シ其ノ床面地盤面ヲ下ルコト一尺未満ノモノハ之ヲ第一階ト看做ス
- 三、屋階トハ屋根裏ニ設ケタル階ヲ謂フ
- 四、床高トハ床面ヨリ其ノ直下地面迄ノ距離ヲ謂フ

五、階高トハ其ノ階ノ床面ヨリ其ノ直上階ノ床面迄ノ高ヲ謂フ但シ最上階ニ在リテハ其ノ天上高ヲ謂フ

六、天井高トハ室ノ床面ヨリ天井迄ノ高ヲ謂フ
一室ニシテ天井高異ル部分アルトキハ其ノ室ノ床面積ヲ以テ容積ヲ除シタルモノヲ謂フ

七、外壁トハ建築物ノ外側ヲ構成スル壁体ヲ謂フ

八、間壁トハ建築物ノ内部ヲ區劃スル壁体ヲ謂フ

九、削除

十、不燃材料トハ、煉瓦、石、人造石、「コンクリート」、石綿盤、瓦、金屬、陶磁器、硝子、「モルタル」、漆喰ノ類ヲ謂フ

十一、耐水材料トハ煉瓦、石、人造石、「コンクリート」、鉛、「アスファルト」、陶磁器ノ類ヲ謂フ

十二、石造トハ石造、人造石造及「コンクリート」造ヲ謂フ

十三、壁体ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ、厚一尺以上ノ煉瓦造又ハ石造

ロ、厚四寸以上ノ鐵筋「コンクリート」造

ハ、厚一尺以上ノ孔煉瓦造厚六寸以上ノ鐵筋「コンクリート」、ホロブロック「造厚

五寸以上ノ鐵筋「コンクリート」、ブロック「造ノ類ニシテ地方長官本號イ又ハ

ロニ規定スル壁体ト同等以上ノ耐火的効力アリト認ムルモノ

十四、床又ハ屋根ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ、鐵筋「コンクリート」造

ロ、鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造

ハ、煉瓦造又ハ石造

ニ、最下階ノ床ニ在リテハ土間、叩、石敷ノ類

ホ、鐵骨ヲ有シ「メタルラス、コンクリート」網入硝子ノ類ヲ以テ覆葺スル屋根ニ

シテ地方長官ノ承認セルモノ

十五、柱ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ、煉瓦造又ハ「コンクリート」造

ロ、鐵筋「コンクリート」造

ハ、鐵柱ニシテ耐火的ニ有効ナル被覆ヲ爲シタルモノ

ニ、石造ニシテ地方長官ノ承認セルモノ

十六、階段ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ、鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造

ロ、鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造

ハ、鐵造

十七、甲種防火戸トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ、鐵製ニシテ鐵板ノ厚五厘以上ノモノ

ロ、鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚一寸二分以上ノモノ

ハ、厚五寸以上ノ土藏扉

地方長官ハ防火戸ノ構造ノ種類ニ依リ適當ト認ムルモノニ對シ前各號ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

十八、乙種防火戸トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ、鐵製ニシテ鐵板ノ厚五厘未滿ノモノ

ロ、鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚一寸二分未滿ノモノ

ハ、木造又ハ鐵造ニシテ屋外ニ面スル部分ヲ厚一寸以上ノ「モルタル」、漆喰又ハ

適當ナル厚ノ石綿盤ノ類ヲ以テ被覆シタルモノ

地方長官ハ防火戸ノ構造ノ種類ニ依リ適當ト認ムルモノニ對シ前各號ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

十九、建築物ノ大修繕トハ壁體、柱、小屋若ハ基礎ノ過半ノ修繕又ハ之ニ準スル構造上主要ナル部分ノ修繕ヲ謂フ

二十、大變更トハ壁體、柱、床、小屋、基礎等構造上主要ナル部分ノ變更ヲ謂フ

二十一、階數トハ地階及屋根ヲ除キタル階數ヲ謂フ

○第二條 本則ノ適用ニ關シ土地又ハ建築物ニ關スル測算法、呼稱等ニ付疑義ヲ生シタルトキハ地方長官之ヲ決定ス

○第三條 本則ニ規定セル建築物ノ採光、換氣、防火、避難、清潔、強度ニ關スル構造設備ハ常ニ有効ニ保存スヘシ

第二章 建築物ノ突出部

○第四條 市街地建築物法第九條但書ノ建築物ノ前面突出部ハ地方長官特ニ指定スル場合ニ於テハ左ノ範圍内ニ於テ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得但シ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外前面建築線間ノ距離ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

一、蛇腹、軒、小塔、出窓、標旗、標燈、招牌其ノ他之ニ類スルモノハ路面上八尺以上ニ在ル場合ニ限リ三尺迄

二、出入口ノ階段、凹庭ノ手摺地覆、腰石、根石其ノ他之ニ類スルモノハ一尺迄

○第五條 市街地建築物法第九條但書ノ建築物ノ基礎ハ地方長官特ニ指定スル場合ヲ除クノ外道路幅ノ境界線ヲ超エサル範圍内ニ於テ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得

○第六條 裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ニ付テハ市街地建築物法施行令第四條乃至第九條ノ適用ニ關シ其ノ部分ノ高ノ最高限ノ五分ノ一迄ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セス但シ其ノ算入セサル部分ノ最大面積ノ合計ハ建築面積ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

昇降機塔ニ付テハ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケ前項ノ五分ノ一ヲ九メートル迄増加スルコトヲ得

第三章 建築物ノ構造設備

第一節 一般構造設備

第七條 建築物ノ敷地ハ其ノ接スル道路境界ニ於ケル路面ヨリ高カラシメ建築物ノ床下ノ地盤面ハ周圍ノ地盤面ヨリ高カラシムヘシ但シ建築物ノ用途又ハ土地ノ狀況ニ依リ地方長官本條ノ規定ニ依リ難シト認メ又ハ必要ナシト認メタル場合ハ此ノ限ニ

在ラス

第八條 建築物ノ敷地濕潤ナルトキ出水汎溢ノ虞アルモノナルトキ又ハ塵芥ノ類ヲ以テ埋立ラレタルモノナルトキハ地方長官ハ地盤面ノ地揚高建築物ノ床高又ハ地盤面ノ改良等ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 建築物ノ敷地ニハ其敷地内ニ於ケル雨水及汚水ヲ排泄又ハ處理スヘキ適當ナル設備ヲ爲スヘシ

第十條 下木溝、下水管、溜桝ノ類ハ耐水材料又ハ當該官吏又ハ吏員ノ承認スル材料ヲ以テ構造スヘシ

第十一條 便所、畜舎等ヨリ排泄スル汚物ニ對シ汚物溜ヲ設ケムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

汚物溜ハ耐水材料ヲ以テ構造シ適當ナル防水装置ヲ施シ且覆蓋ヲ設クヘシ

第十二條 便所、畜舎等ヨリ排出スル汚物ハ地方長官ノ指定スル下水道ニ非サレハ之ニ放流スヘカラス但シ地方長官ノ承認スル汚物處理槽ヲ設クルトキハ此ノ限ニ在ラ

ス

前項ノ下水道ノ設備アル地區ニシテ地方長官特ニ指定スル區域内ニ在リテハ便所ハ汲取便所ト爲スヘカラス

第十三條 汲取便所ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

- 一、糞尿溜、尿樋糞尿壺及其上口周圍ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ造ルコト
- 二、床下ニ於テハ耐水材料ヲ以テ他ノ部分ト遮斷スルコト
- 三、汲取口ハ密閉シ得ル装置ヲ爲シ地盤面ヨリ十センチメートル以上高カラシメ且之ヲ直接道路ニ面セシメサルコト

第十四條 井戸ト汲取便所及汚物溜トノ距離ハ三間以上ヲ有セシムヘシ但シ地方長官其ノ構造設備又ハ土地ノ狀況ニ依リ衛生上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

地方長官ハ井戸汲取便所又ハ汚物溜ノ位置、構造設備等ニ關シ前三條及前項ノ外必要ナル規定ヲ設ケ又ハ措置ヲ命スルコトヲ得

第十五條 建築物ノ壁体ニシテ直接土壤ニ接觸スル部分ハ耐水材料ヲ以テ構造スヘシ但シ門、障扉其ノ他輕微ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 居室ノ床地盤面下ニ在ル建築物ニ在リテハ最下階ノ居室ノ床又ハ其ノ床下ハ耐水材料ヲ以テ構成シ其ノ壁体及床下ニハ適當ナル防濕ヲ施スヘシ

第十七條 居室ノ床高一尺五寸以上ト爲スヘシ但シ床又ハ床下ニ「コンクリート」即其ノ他適當ナル防濕方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

居室ノ床木造ナルトキハ其ノ床下ニハ適當ナル換氣方法ヲ講スヘシ

第十八條 居室ノ天中高ハ七尺以上ト爲スヘシ

第十九條 居室ハ其ノ室面積ノ十分ノ一以上ノ有効面積ヲ有スル窓又ハ之ニ代ルヘキ採光面ヲ有スヘシ

前項ノ採光面積三尺以上ノ縁側ヲ距ツル場合ハ其ノ採光面積ノ二分ノ一ヲ有効面積ノ看做ス此ノ場合ニ於テ濡縁ハ縁側ト看做サス

第一項ノ採光面積ハ左ノ各號ニ該當スル部分ニ限り有効ナルモノト看做ス但シ道路

公園、廣場等ノ空地ニ面スルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

一、其ノ部分ヨリ直上屋根面(直上屋根面ナキトキハ壁頂迄以下同シ)ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ其ノ面スル隣地境界線迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セサルコト

二、其ノ部分ヨリ直上屋根面ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ同一敷地内ニ在ル對向壁迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セサルコト但シ其ノ部分ノ含ム水平面ヨリ對向壁直上ノ屋根面ニ至ル高カ住居地域内ニ於テハ對向壁迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

軒、庇、其ノ他著シク採光ヲ妨ケルモノアリト認メ又ハ衛生上特別必要アリト認ムルトキハ地方長官ハ採光ニ關シ特ニ採光面ノ増加其ノ他適當ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第一項ノ適用ニ於テ天窗ハ其ノ面積ヲ地方長官ノ認定ニ依リ三倍迄ニ換算スルコトヲ得

第一項ノ面積ニ相當スル窓又ハ之ニ代ルヘキ採光面ノ部分ハ其ノ上端ヲ床面上五尺七寸以上ト爲スヘシ

隨時開放シ得ル襖、障子ノ類ヲ以テ仕切りタル二室ハ本條ノ適用ニ關シ之ヲ一室ト看做ス

第二十條 居室ニ於テハ直接外氣ニ面シテ室面積ノ二十分ノ一以上ニ相當スル面積ヲ開放シ得ヘカラシムヘシ但シ之ニ代ルヘキ適當ノ換氣裝置アル時ハ此ノ限ニアラス
前條第四項、第六項及第七項ノ規定ハ本條ニ之ヲ準用ス

第二十一條 特種ノ用途ニ充ツル居室ニシテ己ムヲ得サルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ第十七條、第十九條及第二十條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二十二條 浴室及便所ニハ採光換氣ノ爲直接外氣ニ面シ適當ナル窓ヲ設ケ又ハ之ニ代ルヘキ設備ヲ爲スヘシ

第二十三條 地方長官ハ建築物ニ對シ防疫上必要ナル防鼠其ノ他ノ設備ヲ命スルコト

ヲ得

○第二十四條 出入口及窓ノ扉ハ路面上三メートル以上ニ在ルモノヲ除クノ外開閉ノ際

ト雖モ建築線ヨリ突出セサル構造ト爲スヘシ但シ第四條ノ指定アリタル場合ハ同條

第二號ノ例ニ依リ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得

第二十五條 階段ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルヘシ但シ避難階段其ノ他特種ノ用途ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラス

一、階段及踊場ノ幅ハ内法二尺五寸以上ト爲スコト

二、蹴上七寸五分以下踏面五寸以上ト爲スコト

三、高十五尺ヲ超ユルモノニ在リテハ高十五尺以内毎ニ踊場ヲ設クルコト

階段ノ用途ニ依リ危険ナリト認ムルトキハ地方長官ハ前項ノ規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 地方長官保安上必要ト認ムルトキハ階段ノ設置ヲ命シ又ハ其ノ配置若ハ設備ノ變更ヲ命スルコトヲ得

○第二十七條 屋根ハ耐火構造ニ非サルトキハ不燃材料ヲ以テ覆葺スヘシ但シ「モルタル」塗、漆喰塗ノ類ヲ以テ覆葺セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

瓦葺屋根ニ在リテハ引掛棧瓦ノ類ヲ使用シ又ハ瓦ヲ野地ニ緊結スヘシ神社建築物ノ

屋根、茶室、四阿ノ類ノ屋根又ハ輕微ナル庇ノ類ハ土地ノ狀況ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ本條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ區域ヲ指定シ第一項ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

第二十八條 地方長官ハ物干、物見臺等屋上工作物ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第二十九條 建築面積二百坪以上ノ建築物ニハ建築面積二百坪以内毎ニ防火壁ヲ設ク

ヘシ但シ外壁、床、屋根、柱及階段耐火構造ナルトキ若ハ壁體、床、屋根、天井小

屋、柱及階段不燃材料ヲ以テ構成セラントキモノナルトキ又ハ地方長官其ノ用途ニ依リ己ムヲ得スト認ムルトキ若ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ支障ナシト認ムルトキハ此

ノ限ニ在ラス

第二十九條ノ二 地方長官ハ建築物ノ配置、構造又ハ用途ニ依リ危険ナリト認ムルモノニ付防火壁ノ備置其ノ他防火上必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第三十條 前二條防火壁ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

- 一、耐火構造ト爲スコト
- 二、兩端ハ外壁ニ達スルコト但シ木造建築物ニ在リテハ之ニ近接スル木部ヨリ一尺以上屋外ニ突出セシムルコト
- 三、上端ハ屋根面ニ直角ニ測リ一尺五寸以上屋上ニ突出セシムルコト但シ耐火構造ノ屋根ニ在リテハ屋上ニ突出セシメサルコトヲ得
- 四、各開口ノ幅及高ハ九尺以下ニシテ甲種防火戸ノ設備ヲ有スルコト但シ特殊ノ用途ニ充ツル建築物ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ幅及高ヲ十二尺迄ト爲スコトヲ得
- 五、凹壁溝ヲ設クル場合ト雖モ其ノ部分壁厚ハ煉瓦造及石造ニ在リテハ七寸以下鐵

筋「コンクリート」造ニ在リテハ三寸五分以上ト爲スコト

第三十一條 防火壁アル建築物ニ於テ屋窓、裝飾塔等ノ屋上突出部木造ニシテ延焼ノ虞アリト認ムルトキハ地方長官ハ其ノ構造ニ對シ防火上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 木造又ハ木骨造建築物ノ防火壁ハ鐵筋「コンクリート」造又ハ鐵骨造ト爲スヘシ

第三十三條 壁附煖爐ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

- 一、爐胸ハ堅牢ナル基礎ノ上ニ築造シ木造建物ニ在リテハ上部ヲ積出シテ爲ササルコト
- 二、薪炭ヲ使用スル壁附煖爐ニ在リテハ焚口下及其ノ前方一尺以上左右各五寸以上ノ部分ノ床ヲ、其ノ他ノ壁附煖爐ニ在リテハ焚口下ノ部分ノ床ヲ不燃材料ニテ構造シ其ノ下方八寸以内ニハ燃質材料ヲ取付ケサルコト
- 三、壁附煖爐ノ煙突ニシテ屋内ニ在ル部分ハ鐵筋「コンクリート」、石、煉瓦ノ類ヲ

以テ構造シ外壁ノ厚ハ鐵筋「コンクリート」ニ在リテハ五寸以上、其ノ他ニ在リテハ七寸以上ト爲シ、煙道ハ土管ヲ挿入シ又ハ「セメント、モルタル」ヲ以テ塗ルコト

四、煙道ノ屈曲百二十度以内ナルトキハ其ノ屈曲部ニ掃除口ヲ設クルコト

第三十五條 煖爐、竈、風呂竈ノ類ノ煙突ノ屋上突出部ハ其ノ最短部ニ於テ二尺以上トノ爲スヘシ但シ煉瓦造又ハ石造ノ部分ハ補強ヲ爲ササル限リ三尺以上ト爲スヘカラス

第三十六條 煙突ノ直上部ニ軒アルトキハ其ノ軒ヨリ更ニ二尺以上突出セシムヘシ煙突ト上方軒先トノ水平距離三尺未満ナルトキ亦同シ

第三十七條 金屬製煙突ニシテ小屋裏、床裏等露出セサル位置ニ在ル部分ハ金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スヘシ

第三十八條 金屬製煙突ハ木材其ノ他ノ燃質材料ト五寸以上ノ間隔ヲ有スヘシ但シ厚三寸以上ヲ有スル金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スルトキハ此ノ限リニ在ラス

第三十九條 地方長官ハ煙突ニシテ近接建築物ニ危害ヲ及ホス虞アリト認ムルトキハ前數條ノ外必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第四十條 汽罐、營業用風呂竈其ノ他多量ノ燃料ヲ使用スル設備ニ附屬スル煙突ノ高及口徑ニ付テハ其ノ燃料ノ種類、量及土地ノ狀況ニ依リ地方長官之ヲ定ム

第四十條ノ二 地方長官ハ汽罐其他多量ノ燃料ヲ使用スル設備ニ對シ其ノ燃料ノ種類量及土地ノ狀況ニ依リ煤煙ヲ發散セサル装置ノ設備ヲ命スルコトヲ得

第四十一條 汽罐、風呂竈ノ類ノ焚場及灰捨場ニ對シ地方長官防火上必要ナル構造設備ヲ命スルコトヲ得

第四十二條 高六十五尺ヲ超過スル建築物ニハ適當ナル避雷設備ヲ爲スヘシ但シ地方長官土地ノ狀況又ハ建築物ノ種類ニ依リ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十三條 高六十五尺又ハ軒高五十尺ヲ超過スル建物ハ其ノ壁體、床、柱、屋根、階段等主要構造部ヲ耐火構造ト爲スヘシ但シ壁體、床、屋根、天井、小屋柱及階段不燃材料ヲ以テ構成セラレタルモノニシテ地方長官支障ナシト認ムルトキハ此ノ限

ニ左ラス

第四十三條ノ二 市街地建築物法施行令第二十九條及第二十九條ノ二ノ建築物ニ付テハ地方長官支障ナシト認ムルトキハ本則第三章ノ規定ノ一部ヲ適用セサルコトヲ得

第二節 構造強度

第一節 概 則

第四十四條 構造用「コンクリート」及「モルタル」ノ原料ト爲スヘキ「セメント」ハ商工省告示日本標準規格第二十八號又ハ第二十九號ノ規定ニ依リ合格シタルモノナルコトヲ要ス

構造用鋼材ハ商工省告示日本標準規格第二十號ノ規定ニ依ル品質以上ノモノナルコトヲ要ス

第四十五條 建築物ノ基礎ニ使用スル木材ハ常水面下ニ在ルコトヲ要ス但シ規模小ナル建築物又ハ短期間使用ノ建築物ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 主要ナル構造用木材ニシテ石、煉瓦、「コンクリート」、土ノ類ニ積込ム

部分又ハ之ニ接スル部分ニハ防腐方法ヲ施スヘシ但シ木造建築物ノ眞壁ニ接スル木部ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十七條 地方長官ハ建築物ノ構造強度ニ關シ土地ノ狀況ニ依リ本節ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第二 木構造及木骨構造

第四十八條 柱、梁其ノ他之ニ類スル構材ノ継手及仕口ニシテ主要ナルモノハ「ボルト」縮其ノ他適當ナル方法ニ依リ緊着スヘシ

第四十九條 建物ノ主要ナル柱ハ堀立ト爲スヘカラス但シ適當ナル防腐方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五十條 堀立ニ非サル柱ノ下部ニハ土臺又ハ脚固ヲ使用スヘシ但シ柱ヲ其ノ基礎ニ緊着シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五十一條 石、煉瓦其ノ他ノ腰積ヲ有スル建物ハ之ヲ土臺敷構造ト爲シ土臺ハ腰積ニ緊結スヘシ石、煉瓦、「コンクリート」ノ類ノ束ヲ以テ前項ノ腰積ニ代フルモノハ

其ノ構造ニ付特ニ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第五十二條 建物ノ土臺及敷桁ノ隅角ニハ燧材ヲ使用スヘシ

第五十三條 柱ノ小徑ハ土臺、脚固、胴差、梁桁其ノ他ノ主要横架材間ノ距離ニ對シ
三階建ノ第三階、二階建ノ第二階又ハ平家建ニ在リテハ其ノ三十分ノ一ヲ、三階建
ノ第二階又ハ二階建ノ第一階ニ在リテハ其ノ二十五分ノ一ヲ、三階建ノ第一階ニ在
リテハ其ノ二十二分ノ一ヲ下ルヘカラス但シ底ノ支柱其ノ他輕微ナル荷重ヲ承クル
モノハ此ノ限ニ在ラス

屋根ヲ金屬板、石盤又ハ石綿盤ノ類ヲ以テ覆葺スルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ關シ
三十分ノ一ヲ三十五分ノ一、二十五分ノ一ヲ三十分ノ一、二十二分ノ一ヲ二十五分
ノ一ト爲スコトヲ得

木骨、石造、木骨煉瓦造及土藏造ニ在リテハ第一項ノ適用ニ關シ三十分ノ一ヲ二十
五分ノ一、二十五分ノ一ヲ二十二分ノ一、二十二分ノ一ヲ二十分ノ一トス

第五十四條 柱ニシテ其ノ必要ナル斷面積ノ三分ノ一以上ヲ欲取ル場合ニハ其ノ部分

ヲ補強スヘシ

第五十五條 建物ニハ適當ニ筋違又ハ方杖ヲ設クヘシ

第五十六條 削除

第五十七條 建築物ノ敷地ノ地盤堅牢ナルトキ又ハ規模小ナル建築物ハ當該官吏又ハ
吏員ノ承認ヲ受ケ第五十條及第五十二條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三 石構造、煉瓦構造及「コンクリート」構造

第五十八條 石、煉瓦其ノ他之ニ類スル材料ヲ以テ築造スル建築物ノ部分ハ「セメン
ト」入「モルタル」ヲ用井テ組積スヘシ但シ高三尺以下ノ牆壁其ノ他構造ノ輕微ナル
モノハ此ノ限ニ在ラス

第五十九條 建物ノ壁体石造又ハ煉瓦造ナルトキ下階ノ壁厚ハ其ノ上階ノ壁厚ヨリ小
ナルヘカラス

第六十條 石造又ハ煉瓦造壁体ノ壁厚ハ之ヲ一尺未滿ト爲スヘカラス

第六十一條 建物ノ壁体石造又ハ煉瓦造ナルトキハ其ノ壁長三十尺ヲ超過スヘカラス

壁厚特ニ大ナルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

壁長ハ其ノ壁体ニ接着スル對隣壁ノ接着部分ノ中心距離ヲ以テ之ヲ度ル

地方長官適當ト認ムル補強方法ヲ施シタル控壁ハ前項ノ適用ニ關シ之ヲ對隣壁トト看做ス

壁高ハ其ノ壁体ノ接着スル地盤面ヨリ之ヲ度ル

第六十二條 建物ノ壁体石造又ハ煉瓦造ナルトキハ其ノ壁頂ニ鐵又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁ヲ設クヘシ

第六十三條 建物ノ外壁煉瓦造ナルトキハ其ノ壁厚ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

一、長十八尺以下ノモノニ在リテバ一尺以上ト爲スコト

二、長十八尺ヲ超過シ三十尺以下ノモノニ在リテハ一尺三寸以上ト爲スコト

第六十四條 煉瓦造間壁ノ厚ハ前條ノ厚ヨリ三寸ヲ減スルコトヲ得

第六十五條 建物ノ壁体煉瓦造ナルトキ或ハ階ニ於ケル出入口、窓其ノ他ノ開口ノ幅ノ總和カ壁長ノ二分ノ一ヲ超過スルトキハ其ノ壁厚ハ前二條ノ厚ニ三寸ヲ加フヘシ

但シ其ノ壁体ニ幅三尺以上ノ柱形(控壁ヲ含ム以下同シ)ヲ有スル場合ニ於テ其ノ柱形間及之ト對隣壁トノ中心距離十五尺以下ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十六條 建物ノ壁体煉瓦造ニシテ左記各號ノ一ヲ該當スル場合ニハ各階ノ壁厚ハ

第六十三條及第六十四條ノ厚ヨリ三寸ヲ減スルコトヲ得

一、其ノ階ノ床及其ノ階ノ直上階ノ床又ハ屋根鐵筋「コンクリート」造ナルトキ

二、地方長官適當ト認ムル控壁、鐵骨又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁其ノ他ノ補強

方法アルトキ

第六十七條 建物ノ壁体煉瓦造ナルトキ其ノ壁厚ハ第六十三條乃至第六十六條ノ規定

ニ拘ラス其ノ階高ノ十五分ノ一未滿ト爲スヘカラス

第六十八條 建物ノ壁体煉瓦造ナルトキ其ノ階高ノ四分ノ三以上ノ高ヲ通シテ壁体ニ

堅壁溝ヲ設クル場合ニハ其ノ壁溝部ノ壁厚ハ第六十條 第六十三條乃至第六十七條ノ厚ノ三分ノ二未滿トナスヘカラス

横壁溝ハ深三寸長九尺ヲ超過スヘカラス

第六十九條 煉瓦造壁体ニ於ケル出入口及窓相互間ノ直上垂直距離ハ二尺以上ト爲スヘシ但シ鐵又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス

第七十條 煉瓦造二重壁ニ於テハ其ノ一方ノ壁ハ第五十九條乃至第六十九條ノ規定ニ依ルヘシ

第七十一條 建物ノ壁体「コンクリート」造ナルトキハ第六十三條乃至第七十條ノ適用ニ關シ之ヲ煉瓦造ト看做ス

第七十二條 建物ノ壁体「コンクリート」造以外ノ石造ナルトキ其ノ厚ハ第六十三條乃至第六十五條及第六十七條ノ厚ニ其ノ十分ノ二ヲ加フヘシ

第六十六條及第六十八條乃至第七十條ノ規定ハ之ヲ前項ノ壁体ニ準用ス

第七十三條 貼石、貼瓦ノ類ハ之ヲ壁厚ニ算入セス

第七十四條 鐵骨造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニ於ケル石、煉瓦「コンクリート」等ノ帳壁ニハ第五十九條、第六十條、第六十二條乃至第七十二條ノ規定ヲ適用セス

第七十五條 高十二尺未満ノ間壁其ノ他構造上輕微ナル壁体ニ對シテハ第六十條乃至第七十二條ノ規定ヲ適用セス

第七十六條 石造又ハ煉瓦造ノ墻壁ハ特殊ノ補強方法ヲ施シタル場合ノ外左ノ規定ニ依ルヘシ

- 一、壁厚ハ其ノ部分ヨリ壁頂迄ノ垂直距離ノ十分ノ一以上ト爲スコト
- 二、削除

- 三、長二間未満毎ニ適當ナル控壁ヲ設クルコト但シ其ノ壁厚第一號ノ規定ノ最小限ノ一倍半以上ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十七條 同一建築物ノ壁体二種以上ノ構造ヨリ成ルトキハ其ノ壁長及壁厚ニ付テハ地方長官之ヲ定ム

第七十八條 切妻壁体又ハ高三尺ヲ超過スル扶欄若ハ扶壁ハ石造又ハ煉瓦造ト爲スヘカラス但シ切妻壁体ニシテ其ノ頂部ヲ鐵筋「コンクリート」造屋根ニ緊結シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七十九條 張間五尺以上ノ開口上ニ架スル石造又ハ煉瓦造ノ迫持ハ其ノ迫高ヲ張間ノ十分ノ一以上ト爲スヘシ但シ適當ナル補強ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八十條 壁體ノ隅角、蛇腹、窓、出入口脇其ノ他之ニ類スル部分ニ使用スル石、人造石ノ類ハ適當ナル方法ヲ以テ之ヲ其ノ接スル壁體ノ部分ニ緊結スヘシ

第八十一條 石造又ハ煉瓦造ノ枯出窓、枯出縁等ニ在リテハ鐵骨又ハ鐵筋「コンクリート」ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲スヘシ

第四 鐵構造及鐵骨構造

第八十二條 削除

第八十三條 建物ノ構造ニ使用スル鋼又ハ鍊鐵ノ主要ナル構材ノ接合ニハ地方長官己ムヲ得スト認ムル場合又ハ支障ナシト認ムル場合ノ外「リベット」ヲ使用スヘシ

接合用「リベット」又ハ「ボールド」ノ中心距離ハ其ノ直徑ノ二倍半未満ト、其ノ中心部ト材端トノ距離ハ其ノ直徑ノ一倍半未満ト爲スヘカラス

第八十四條 建物ノ構造ニ使用スル鐵柱ハ其ノ斷面ノ最小二次率半徑ヲ其ノ主要ナル

支點間距離ニ對シ鋼又ハ鍊鐵ニ在リテハ百五十分ノ一以上鑄鐵ニ在リテハ七十五分ノ一以上ト爲スヘシ

柱以外ノ應壓鋼材又ハ應壓鍊鐵材ニ在リテハ前項ノ百五十分ノ一ヲ二百分ノ一トス
第八十五條 鋼柱又ハ鍊鐵柱ノ接合ニハ其ノ小ナル柱ト同等以上ノ強ヲ有スル添鐵ヲ用井柱ノ全應力ヲ傳フルニ足ルヘキ數ノ「リベット」ヲ使用スヘシ

第八十六條 鐵骨造建物ニ於ケル主要ナル柱ハ之ヲ基礎ニ緊結スヘシ

第八十六條ノ二 鐵骨造建物ニ在リテハ梁其ノ他ノ橫架材ト柱トノ接合ニハ適當ナル方杖、腰板ノ類ヲ使用シ之ヲ緊結スヘシ但シ筋違又ハ鐵筋「コンクリート」ノ壁體ヲ設ケタル部分ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第八十六條ノ三 鐵骨造建物ニハ適當ニ筋違又ハ鐵筋「コンクリート」ノ壁體ヲ設クヘシ

第八十七條 鐵骨造建物ノ長壁ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

一、鐵骨ニ緊結スルコト

二、「ホロタイル」ノ類ヲ使用セサルコト但シ間壁ニシテ適當ナル補強ヲ施シタル場合又ハ堅牢ナル壁体ノ表積、若ハ裏積トシテ適當ニ之ヲ連結シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五 鐵筋「コンクリート」構造

第八十八條

鐵筋「コンクリート」構造ニ使用スル「コンクリート」ハ左ノ規定ニ依ルヘシ但シ其ノ用途ニ依リ己ムヲ得ス且構造上支障ナキモノニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケ第三號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

- 一、砂、砂利又ハ碎石ハ泥土、鹽分、有機物等ヲ含マサルモノナルコト
- 二、砂利又ハ碎石ハ硬質ニシテ二センチメートル二分ノ一目篩ヲ通過シ且鐵筋相互間及鐵筋ト假構トノ間ヲ自由ニ通過スルモノナルコト
- 三、煉瓦屑、石炭燼ノ類ハ之ヲ使用セサルコト
- 四、軟度ハ均質ナル「コンクリート」ヲ得ルニ適當ナルモノナルコト

第八十九條

鐵筋「コンクリート」構造ニ於テハ鐵筋ノ兩端ヲ他ノ構造部ニ緊結スルカ

又ハ之ヲ曲ケテ適當ニ「コンクリート」中ニ碇着スヘシ

第八十九條ノ二

鐵筋「コンクリート」構造ニ於ケル主筋ノ繼手ノ長ハ之ヲ主筋直徑ノ二十五倍以上ト爲スヘシ

第九十條 削除

第九十條ノ二

鐵筋「コンクリート」ノ主要ナル梁ニハ全張間ニ涉リ複筋及繫筋ヲ配置スヘシ

第九十一條

鐵筋「コンクリート」柱ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

- 一、主筋ハ四本以上ナルコト
- 二、繫筋ノ中心距離ハ一尺以下トシ且主筋直徑ノ十五倍ヲ超過セサルコト
- 三、柱ノ小徑ハ其ノ主要支點間距離ノ十五分ノ一以上ナルコト
- 四、主要ノ斷面積ノ和ハ「コンクリート」ノ有効斷面積ニ對シ八十分ノ一以上ナルコト但シ地方長官構造強度上支障ナシト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九十一條ノ二 第八十六條ノ三及第八十七條ノ規定ハ之ヲ鐵筋「コンクリート」造建

物ニ準用ス

九六

第九十二條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ主筋ニ對スル「コンクリート」ノ被覆厚ハ版ニ在リテハ二糎未満ト、梁及柱ニ在リテハ三糎未満ト基礎ニ在リテハ五糎未満ト爲スヘカラス

第九十三條 鐵筋「コンクリート」ノ床、屋根其ノ他ノ横架材ノ上ニ假構ヲ設クルトキハ其ノ假構ヲ除去スルニ先チ其ノ下階ノ主要假構ヲ除去スヘカラス但シ「コンクリート」施工後二月ヲ經過セルモノ又ハ特ニ當該官吏又ハ吏員ノ承認ヲ受ケタルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第九十四條 高十二尺未満ノ墻壁其ノ他建築上輕微ナルモノニ在リテハ當該官吏又ハ吏員ノ承認ヲ受ケ第八十八條乃至第九十二條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第六 獨立煙突

第九十五條 高五十尺ヲ超過スル煙突ハ鐵造又ハ鐵筋「コンクリート」造トシ支線ヲ要セサル構造ト爲スヘシ但シ假設的ノ煙突ニシテ地方長官支障ナシト認メ存續期間ヲ

附シ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

鐵造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニ非サル煙突ニシテ高三十尺ヲ超過スルモノニ在リテハ鐵材ヲ以テ適當ニ補強ヲ爲スヘシ

第九十六條 削除

第九十七條 煙突ノ構造上必要ナル支線ト地盤トノ接着ハ鐵筋「コンクリート」造其ノ他腐朽ノ虞ナキ控杭若ハ適當ナル防腐方法ヲ施シタル木杭ニ緊着スヘシ

第九十八條 土管煙突ハ高三十尺ヲ超過フヘカラス但シ堅固ナル鐵製支棒ヲ有スルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ高五十尺迄ト爲スコトヲ得

第九十九條 土管煙突ハ其ノ接合部ニ「モルタル」ヲ用キ支棒ニ緊結スヘシ

第一百條 第九十五條及第九十八條ノ適用ニ關シテハ煙突ノ高ハ之ニ接着スル地盤面ヨリ之ヲ度ル

第七 強度計算

第一百一條 強度計算ニ適用スル各種材料ノ重量ノ最小限左ノ如シ

九七

材	料	重 量 (斤)
煉瓦積		一立方米ニ付 一九〇〇、〇
花崗岩及安山岩		一立方米ニ付 二五〇〇、〇
砂利又ハ碎石ヲ凝元体トセル 「コンクリート」及鐵筋「コンクリート」		一立方米ニ付 二三〇〇、〇
松		一立方米ニ付 五七〇、〇
杉、檜 樅「オレゴバイン」北海道松ノ類		一立方米ニ付 四六〇、〇
鋼		百立方糎ニ付 〇、七八五
瓦 葺 (葺土ヲ除ク)		一平方米ニ付 六〇、〇
葺土、壁土及漆喰		一立方米ニ付 一六〇〇、〇

第百一條ノ二 強度計算ニ於ケル地震ノ水平震度ハ之ヲ〇、一以上ト爲スヘシ但シ地方長官建築物ノ種類又ハ土地ノ狀況ニ依リ其ノ増加ヲ命シ又ハ低下ヲ許可スルコト

ヲ得

第百二條 強度計算ニ於テ建築物ノ各部分ニ生スヘキ應力度ハ各種材料ニ付左ノ限度ヲ超過スヘカラス

材	料	應 力 度 (一平方糎ニ付斤)	應 力 度 (一平方糎ニ付斤)	應 力 度 (一平方糎ニ付斤)	應 力 度 (一平方糎ニ付斤)
椴	樺	六五、〇	六五、〇	六、五	六五、〇
松		七五、〇	七五、〇	七、五	七五、〇
樺	栗	九〇、〇	九〇、〇	九、〇	九〇、〇
杉、北海道松ノ類		五〇、〇	五〇、〇	五、〇	五〇、〇
花崗岩		一一〇、〇			一五、〇
硬質安山岩		八〇、〇			九、〇
煉瓦積		二二、〇			

コンクリート 「セメント」 砂利又ハ碎石		六三一	一三〇、〇	三、〇	三、〇	三、〇
軟	鋼	一、二〇〇、〇 「リベット」ノ鋼ニ對シテハ 一、五〇〇、〇	一、二〇〇、〇	八〇〇、〇	一、二〇〇、〇	一、二〇〇、〇
鍊	鐵	八五〇、〇	八五〇、〇	五五〇、〇	八五〇、〇	八五〇、〇
鑄	鐵	八五〇、〇	二〇〇、〇	二〇〇、〇	二〇〇、〇	二〇〇、〇

前表ニ於ケル「コンクリート」ノ調合割合ハ容積ヲ以テシ「セメント」ハ「千五百キログラム」ヲ以テ一立方米トス品質ハ特ニ劣等ナリト認ムルモノニ對シテハ地方長官ハ第一項ノ限度ヲ低下セシムルコトヲ得

第二百二條ノ二 強度計算ニ於テ鐵筋「コンクリート」構造ノ各部分ニ生スヘキ「コンクリート」ノ應力度ハ左ノ限度ヲ超過スヘカラス

應 壓 力 度 (一平方糎ニ付貯)	應 張 力 度 (一平方糎ニ付貯)	應 剪 力 度 (一平方糎ニ付貯)
應壓強度ノ三分ノ一且 七〇、〇	應壓強度ノ十分ノ一且 七、〇	應壓強度ノ十分ノ一且 七、〇

鐵筋「コンクリート」ニ使用スル「コンクリート」ハ一平方センチメートルニ付九十キログラム以上ノ應壓強度ノ有スルモノタルヘシ
第一項ノ應壓強度ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス但シ適當ナル試驗方法ニ依リ「コンクリート」ノ強度ヲ試驗シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

$$F = \frac{2K}{20X}$$

F 「コンクリート」ノ應壓強度
K 商工省告示日本標準規格第二十八號又ハ第二十九號ノ試驗方法ニ依リ試驗セル砂入「セメント」ノ四週間後ノ應壓強度
X 水ト「セメント」ノ重量比

寒冷ノ季節ニ施行スル「コンクリート」ニ付テハ地方長官ノ定ムル所ニ從ヒ前項ノ應
壓強度ヲ減スルモノトス

地方長官ハ第三項ノ適用ニ關シ「コンクリート」ノ調合ニ付必要ナル規定ヲ設ケ又ハ
措置ヲ命スルコトヲ得

第百二條ノ三 地方長官必要ト認ムルトキハ建築材料ノ提出又ハ強度試験ノ施行ヲ命
スルコトヲ得

第百三條 鐵筋「コンクリート」構造ノ強度計算ニ於テハ鐵ト「コンクリート」ノ彈率比
ヲ十五ト爲スヘシ

第百四條 鐵筋「コンクリート」構造ノ強度計算ニ於ケル應滑力度ハ一平方糎ニ付七斤
ヲ超過スヘカラス但シ異形鐵筋ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ形狀ニ依リ地方長官
ノ許可ヲ受ケ之ヲ十斤迄ト爲スコトヲ得

第百五條 強度計算ニ適用スル各種床動荷重ノ最小限左ノ如シ

床ノ種類	動荷重(一平方米ニ付斤)
住家	二五〇
事務室、病院ノ類	三七〇
學校	四二〇
集會場、劇場、寄席ノ類	五〇〇
商品陳列室、陳列館ノ類	五五〇

倉庫、書庫、作業場等ニ付テハ其ノ實況ニ應スル適當ナル動荷重ニ依ルヘシ
本條ノ動荷重ハ其ノ實況ニ應シ小梁ニ對シテハ其ノ十分ノ一以内ヲ、大梁ニ對シテ
ハ其ノ十分ノ二以内ヲ、柱ニ對シテハ其ノ十分ノ三以内ヲ、震力計算ニ關シテハ其ノ
十分ノ五以内ヲ減スルコトヲ得、但シ倉庫、書庫、集會室、劇場棧敷、陳列室等ニ
對シテハ本項動荷重ノ輕減ヲ爲スコトヲ得ス

第百六條 杭打基礎ニ於ケル杭ニ對スル荷重ハ墜錘ヲ使用スル場合ニ在リテハ左式ニ依リ算定モルモノヲ超過スヘカラス

$$P = \frac{WH}{5D + 0.1}$$

P 荷重
 W 錘ノ重量
 H 錘ノ落高(米)
 杭ノ最終沈下(米)

「コンクリート」杭ニシテ其ノ完全ニ凝結セサルモノニ對シテハ前項ノ算式ヲ適用セス前項ノ場合及汽錘ヲ使用シタル場合ニ在リテハ地方長官ハ荷重試験ノ施行ヲ命スルコトヲ得

第百七條 應壓鐵材ニ對スル荷重ハ左式ニ依リ算式セルモノヲ超過スヘカラス

$$P = AF_c \left(1 - C \frac{l}{R}\right)$$

P 荷重
 A 斷面積
 F_c 第百二條ノ鐵材ニ對スル應壓力度
 l 主要ナル支點間ノ距離
 R 斷面ノ最小二次率半徑但シ鐵柱ニシテ其ノ周圍ノ構造ニ依リ撓ミノ方向ニ制限アルモノハ其ノ斷面ノ適當ナル軸ニ對スル二次率半徑ト爲スコトヲ得
 C 定數

鋼及練鐵ニアリテハ〇、〇〇三トシ其ノ兩支端回轉自由ナルトキハ〇、〇〇四鑄鐵ニ在リテハ〇、〇〇五トス

第百八條 應壓木材ニ對スル荷重ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

$$\left(1 - 0.02 \frac{l}{D}\right)$$

P 荷重
 A 斷面積
 F_c 第百二條ノ木材ニ對スル應壓力度

$$P = AF_c$$

1 主要ナル支點間ノ距離
D 断面ノ最小徑

第百九條 應壓鐵筋「コンクリート」材ニ對スル荷重ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

$$P = F_c (A_c + 15A_s)$$

P 荷重
F_c 第百二條ノ二ノ「コンクリート」ニ對スル應壓力度
A_c 「コンクリート」ノ有効断面面積
A_s 主筋ノ断面面積

前項有効断面面積ハ其ノ主筋ノ外側線内ノ面積トス
適當ナル卷筋ヲ有スル應壓「コンクリート」材ニ在リテハ第一項ノ「コンクリート」ニ對スル應壓力度ヲ十分ノ二以内増加スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於ケル卷筋ノ中心距離ハ八徑ヲ超過スヘカラス

應壓鐵筋「コンクリート」材ニシテ其ノ主要ナル支點間ノ距離其ノ最小徑ノ十五倍ヲ超過スルモノニ在リテハ別ニ適當ナル算式ニ依リ之ヲ算定スヘシ

$$M = FBS$$

M 曲能率
S 第二條ノ應曲力度
FBS 断面率

第百十條 應曲材ニ對スル曲能率ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

$$M = \frac{N1(3-N1)}{6} F_c BD^2$$

$$M = \frac{3-N1}{3M} F_c BD^2$$

M 曲能率
NL 中軸比(梁ノ應壓端ヨリ中軸迄ノ距離ト梁ノ有効丈トノ比)
F_c 第百二條ノ二ノ「コンクリート」ニ對スル應壓力度
F_s 第百二條ノ鐵筋ニ對スル應張力度
M 對筋比
B 梁ノ幅
D 梁ノ有効丈

前項ノ中軸比ハ左式ニ依ル

$$N1 = \frac{15}{M} \left(N1 + \frac{\sqrt{2M} - 1}{15} \right)$$

第一百十二條 應壓力ト曲能率トヲ併有スル構材ノ合成應壓力度ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ下ルヘカラス

$$\frac{1}{1} = C \frac{1}{R}$$

S M F_c
應壓側ニ對スル斷面率 曲能率 合成應壓力度

$$F_c = \frac{M}{S} \times \frac{P}{A} \times$$

C R L A P
第七條ニ定數但シ木材ニ在リテハ之ヲ〇、〇二トス 曲能率ニ依ル斷面ノ中軸ニ直角ナル徑 主要ナル支點間ノ距離 斷面積 應壓力

前項ノ合成應壓力度ハ第一百二條ノ應壓力度ヲ超過スヘカラス

第一百二條ノ二 鐵筋「コンクリート」ノ梁、版等ノ主筋ヲ横斷スル面ニ於テ左式ニ依リ算定スル應剪力度ハ「コンクリート」ノ應壓強度ノ十二分ノ一以下ニシテ且一平方センチメートルニ付十八キログラムヲ超過セサルモノナルコトヲ要ス

$$F_s = \frac{S}{PJ}$$

J B S F_s
應壓中心ヨリ應張中心迄ノ距離 梁又ハ版ノ幅但シ丁梁ニ在リテハ梁腹ノ幅 剪力 「コンクリート」ノ應剪力度